

始良中央地区合併協議会

第15回会議



霧島の紅葉(霧島町)



上空から見た霧島連山(霧島町)

平成15年12月25日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第 15 回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成 15 年 12 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事

(報告事項)

- (1) 報告第14号-3 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について
(前回提案された事項) (第 14 回資料)
- (2) 協議第 26 号 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目21) …… 別冊 1
- (3) 協議第 27 号 保健衛生事業の取扱いについて(協定項目25-9) …… 別冊 2
- (4) 協議第 28 号 障害者福祉事業の取扱いについて(協定項目25-11) …… 別冊 3
- (5) 協議第 29 号 高齢者福祉事業の取扱いについて(協定項目25-12) …… 別冊 4
- (6) 協議第 30 号 生活保護事業の取扱いについて(協定項目25-14) …… 別冊 5

5. 次回の協議事項について

(提案説明)

(第 15 回資料)

- (1) 協議第 31 号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目 22) ……別冊 1
- (2) 協議第 32 号 児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて(協定項目 25-13-①) 別冊 2
- (3) 協議第 33 号 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて(協定項目 25-13-②) ……別冊 3
- (4) 協議第 34 号 その他の福祉事業【人権】の取扱いについて(協定項目 25-15-①) ……別冊 4
- (5) 協議第 35 号 その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて
(協定項目 25-15-②) ……別冊 5
- (6) 協議第 36 号 その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて
(協定項目 25-15-③) ……別冊 6
- (7) 協議第 37 号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて(協定項目 25-24) ……別冊 7

6. その他(次回の会議日程等の連絡)

7. 閉 会

<配付資料>

- ・ 第 15 回会議資料、別冊 1～別冊 7
- ・ 協議第 26 号の追加資料：国民健康保険税(医療分)の課税方式について、資産割税額を除く三方式にて課税した場合の税額比較例

<当日配付資料>

- ・ 報告第14号-3 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

<次回の協議会の開催日程>

第 16 回協議会は、1 月 1 5 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）第15回協議会

期 日	内 容	備 考
12月11日（木）	第14回協議会 13:30 多目的ホール 第5回新市名称検討小委員会 10:00 公民館中会議室 第9回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール 新市まちづくり計画概要版職員研修：国分市	総務班 調整班 計画班
12月12日（金）	総務、社会教育合同分科会 10:00 国分市 新市まちづくり計画概要版職員研修：国分市 新市まちづくり計画概要版議員研修：溝辺町議会	調整班 計画班
12月15日（月）	社会教育分科会 13:30 溝辺町 新市まちづくり計画概要版職員研修：横川町・牧園町 新市まちづくり計画概要版議員研修：霧島町議会	調整班 計画班
12月16日（火）	税務分科会 14:00 溝辺町 地域情報分科会 13:30 霧島町	調整班
12月17日（水）	環境保全分科会 10:00 国分市 消防防災分科会 13:30 国分市 観光協会説明会 13:30 牧園町 農業分科会 14:00 溝辺町	調整班
12月18日（木）	第15回幹事会 13:30 多目的ホール 学校教育分科会 13:30 隼人町	総務班 調整班
12月19日（金）	水産分科会 10:00 福山町 林業分科会 13:30 福山町	調整班
12月22日（月）	水道分科会 13:30 福山町 新市まちづくり計画概要版職員研修：隼人町	調整班 計画班
12月24日（水）	税務分科会 14:00 溝辺町	調整班
12月25日（木）	第15回協議会 13:30 多目的ホール 第6回新市名称検討小委員会 10:00 公民館中会議室 第10回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール	総務班 調整班

<今後の予定>

12月26日（金）	農林水産専門部会 10:00 横川町	調整班
1月8日（木）	第16回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班
1月13日（火）	企画分科会 13:00 国分市	調整班
1月15日（木）	第16回協議会 13:30 多目的ホール	総務班

新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

第4回新市名称検討小委員会を11月25日に開催したので、新市名称検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成15年12月11日提出

始良中央地区合併協議会
新市名称検討小委員会
委員長 林 麗子

記

別紙、第4回新市名称検討小委員会協議報告書のとおり

第4回新市名称検討小委員会協議報告書

- 開催日時 平成15年11月25日(火)午前10時～午前11時30分
- 開催場所 国分シビックセンター議会棟第3・4委員会室
- 出席委員 小久保委員、諏訪委員、秋峯委員、延時委員、道祖瀬戸委員、森山委員
山口委員、湯前委員、上村委員、新村委員、徳永委員、松山委員、
砂田委員、児玉委員、林委員
- 欠席委員 狩集委員

<協議内容>

1. 新市名称候補(10点程度)絞り込み作業について

新市名称として応募のあった**1,176**種類の名称の中から、新市名称選定基準に基づき、新市名称候補として、まず**10**点程度に絞り込むことを確認し、協議を進めることにした。

はじめに、応募総数**3,887**件のうち無効となったもの**197**件について、無効事由別に整理し、確認を行った。特に無効事由の中で、国内の既存の市名と表記・よみが同じもの(国分市を除く)が**92**件と最も多く、その内訳は、漢字・かな表記を合わせて、舞鶴市が**40**件、桜市**16**件、南国市**9**件、瑞穂市**9**件、などとなっている。

次に、前回の小委員会において確認し、有効となったものの総数**3,690**件、**1,176**種類について、その名称を付けた理由、得票数などを参考にしながら、**10**点程度に絞り込む具体的な手法について協議を行った。

名称の種類が**1,176**種類と非常に多いことから、まず、第一次の絞り込み作業として、ある一定以上の得票数の上位と、あわせて応募名称全体の中から各委員がそれぞれ数点を選び出し、それを集計することに決定した。

その作業の結果、**16**種類の新市名称候補が選定されたので、さらに**10**点に絞り込むため慎重に審議・協議した結果、小委員会全員の一致をもって次の名称**10**点を新市名称候補として中間報告することを決定した。

番号	名 称	よみがな	主な選定基準番号	有効得票数
1	霧島市	きりしまし	(1) (3) (6)	9 3 5
2	南九州市	みなみきゅうしゅうし	(5) (6) (7)	3 0 9
3	国分市	こくぶし	(1) (3) (6)	1 7 5
4	きりしま市	きりしまし	(3) (5) (6)	1 4 2
5	天降市	あもりし	(3) (4) (5)	5 8
6	始良中央市	あいらちゅうおうし	(2) (4) (5)	4 3
7	始良市	あいらし	(1) (3) (6)	3 5
8	隼人市	はやとし	(1) (3) (6)	3 1
9	溝辺市	みぞべし	(1) (3) (6)	2 8
10	東鹿児島市	ひがしかごしまし	(1) (4) (6)	1 1

選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されたものに限ることとし、次のいずれか一つ以上の項目に該当する名称とする。また、国内の既存の市名と同様のものは採用しないものとし、現在の**1市6町**の市町名は採用できるものとする。

- (1) 始良中央地区が地理的にイメージできる名称
- (2) 始良中央地区の特徴を表わす名称
- (3) 始良中央地区の歴史・文化にちなんだ名称
- (4) 住民の地域イメージにふさわしい名称
- (5) 住民の一体性を醸成しやすい名称
- (6) 対外的に覚えやすい名称
- (7) その他、新市の名称としてふさわしい名称

2. 新市名称検討スケジュールに基づき、第**5**回小委員会を**12月11日**に、第**6**回小委員会を**12月25日**に、それぞれ午前**10**時から開催することを確認した。

以上、報告いたします。

平成**15**年**12**月**11**日

始良中央地区合併協議会
新市名称検討小委員会
委員長 林 麗子

介護保険事業の取扱いについて（協定項目22）

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 介護保険事業計画については、次のとおりとする。
 - （1）第2期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第3期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会（運営委員会）の設置に関することや、準備事務については合併までに調整する。
 - （2）第3期介護保険事業計画については、平成17年度に策定する。

- 2 介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱いは次のとおりとする。
 - （1）介護保険料は、第3期介護保険事業計画により平成18年度に統一する。
 - （2）普通徴収の納期は、平成17年度は各市町の現行納期とし、平成18年度に統一する。
 - （3）災害減免は、その割合を合併までに調整する。
 - （4）低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。

- 3 低所得者利用者負担軽減対策補助については次のとおりとする。
 - （1）低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。
 - （2）訪問介護利用者にかかる利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。新たな減免制度については、新市において調整する。

- 4 鹿児島県財政安定化基金拠出金、貸付金の取扱いについては、次のとおりとする。
 - （1）財政安定化基金への拠出金については、新市に引き継ぐ。
 - （2）財政安定化貸付金の償還金残額については、新市に引き継ぐ。

- 5 始良・伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年 1月15日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	22 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	1 介護保険事業計画
調整の内容	介護保険事業計画については、次のとおりとする。 (1) 第2期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第3期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会（運営委員会）の設置に関することや、準備事務については合併までに調整する。 (2) 第3期介護保険事業計画については、平成17年度に策定する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 介護保険の保険者である市町村が、国の定める基本指針に即して3年ごとに5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として定める。また、老人(高齢者) 保健福祉計画やその他の保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画などと調和を保つように定める。</p> <p>【策定委員会】 ・委員構成 25名以内 助役 医師会 歯科医師会 薬剤師会 保健所代表 社会福祉協議会 在宅介護支援センター ケアマネージャー代表 施設関係者代表 民生委員児童委員協議会代表 老人クラブ連合会代表 公民館連絡協議会代表 学識経験者代表 市民代表3名 保健師代表 ・委員会 4回開催 ・計画作成を委託 14年度計画策定費用 2,940,000円 ・委員謝金 230,100円 委員長 4,700円 委員 4,500円</p> <p>【その他】 現計画は平成15年を第2期運営期間の初年度とし平成19年度までを策定。見直しは平成17年度となる。</p>	<p>【目的】 介護保険の保険者である市町村が、国の定める基本指針に即して3年ごとに5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として定める。また、老人(高齢者) 保健福祉計画やその他の保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画などと調和を保つように定める。</p> <p>【策定委員会】 ・委員構成 20名以内 助役 町議会 医師会 老人クラブ 特別養護老人ホーム 社会福祉協議会 民生委員 在宅介護支援センター 保健師 各1名 ホームヘルパー 1名 住民代表3名（第1号及び2号被保険者） ・委員会 2回開催 ・計画作成を委託 14年度計画策定費用 2,184,000円 ・委員謝金 1人あたり4,700円/1回 委員 4,700円</p> <p>【その他】 現計画は平成15年を第2期運営期間の初年度とし平成19年度までを策定。見直しは平成17年度となる。</p>	<p>【目的】 介護保険の保険者である市町村が、国の定める基本指針に即して3年ごとに5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として定める。また、老人(高齢者) 保健福祉計画やその他の保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画などと調和を保つように定める。</p> <p>【策定委員会】 ・委員構成 20名以内 助役 町議会 医師会 老人クラブ 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 社会福祉協議会 民生委員 在宅介護支援センター 保健師 各1名 ホームヘルパー 2名 住民代表6名（第1号及び2号被保険者） ・委員会 3回開催 ・計画作成を委託 14年度計画策定費用 2,184,000円 ・委員謝金 49,400円 委員 4,600円 半日当 2,600円</p> <p>【その他】 現計画は平成15年を第2期運営期間の初年度とし平成19年度までを策定。見直しは平成17年度となる。</p>	<p>【目的】 介護保険の保険者である市町村が、国の定める基本指針に即して3年ごとに5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として定める。また、老人(高齢者) 保健福祉計画やその他の保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画などと調和を保つように定める。</p> <p>【策定委員会】 ・委員構成 20名以内 助役 担当課長 医師会 2名 老人クラブ 特別養護老人ホーム 各種婦人団体代表 社会福祉協議会 民生委員 在宅介護支援センター 保健師 老健施設代表 住民代表2名（第1号及び2号被保険者） ・委員会 3回開催 ・計画作成を委託 14年度計画策定費用 2,184,000円 ・委員謝金 78,000円 委員 3,000円</p> <p>【その他】 現計画は平成15年を第2期運営期間の初年度とし平成19年度までを策定。見直しは平成17年度となる。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	22 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	1 介護保険事業計画
調整の内容	介護保険事業計画については、次のとおりとする。 (1) 第2期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第3期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会（運営委員会）の設置に関することや、準備事務については合併までに調整する。 (2) 第3期介護保険事業計画については、平成17年度に策定する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 介護保険の保険者である市町村が、国の定める基本指針に即して3年ごとに5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として定める。また、老人(高齢者)保健福祉計画やその他の保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画などと調和を保つように定める。</p> <p>【策定委員会】 ・委員構成 20名以内 主管課課長 町議会 1名 保健医療関係（医師会および歯科医師会代表） 2名 老人クラブ 1名 介護保険関係者（町内事業所）2名 養護老人ホーム 社会福祉協議会 1名 民生・児童委員 1名 在宅介護支援センター 1名 地域女性団体協議会 1名 住民代表4名（介護家族）</p> <p>・委員会 5回開催 ・計画作成を委託 14年度計画策定費用 2,205,000円 ・委員謝金 256,000円 委員 4,000円 半日当 2,000円</p> <p>【その他】 現計画は平成15年を第2期運営期間の初年度とし平成19年度までを策定。見直しは平成17年度となる。</p>	<p>【目的】 介護保険の保険者である市町村が、国の定める基本指針に即して3年ごとに5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として定める。また、老人(高齢者)保健福祉計画やその他の保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画などと調和を保つように定める。</p> <p>【策定委員会】 ・委員構成 20名 町議会, 医師会, 歯科医師会 薬剤師会, 老人保健施設, 老人福祉施設, 社会福祉協議会, 身体障害者福祉協議会, 在宅介護支援センター, ボランティア代表, 民生委員, 公民会（自治会）, 長寿会（老人クラブ）, 女性団体代表, 健康運動普及推進員, シルバー人材センター 各1名 町民代表 2名 行政関係者 2名</p> <p>・委員会 3回開催 ・計画作成を委託 14年度計画策定費用 2,589,000円 ・委員謝金 1回当たり 報酬 会長 4,800円 その他 4,600円、費用弁償 900円</p> <p>【その他】 現計画は平成15年を第2期運営期間の初年度とし平成19年度までを策定。見直しは平成17年度となる。</p>	<p>【目的】 介護保険の保険者である市町村が、国の定める基本指針に即して3年ごとに5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として定める。また、老人(高齢者)保健福祉計画やその他の保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画などと調和を保つように定める。</p> <p>【策定委員会】 ・委員構成 18名以内 助役 町民課長 保健衛生課長 学識経験者 町議会議員 3名 保健医療関係者 福山町医師会 2名 薬剤師 1名 福祉関係者 民生委員協議会 1名 社会福祉協議会 2名 デイサービスセンター 2名 在宅介護支援センター 1名 住民代表2名（第1号及び2号被保険者）</p> <p>・委員会 2回開催 ・計画作成を委託 14年度計画策定費用 1,848,000円 ・委員謝金 84,000円 委員 4,000円</p> <p>【その他】 現計画は平成15年を第2期運営期間の初年度とし平成19年度までを策定。見直しは平成17年度となる。</p>	<p>介護保険事業計画については、次のとおりとする。 (1) 第2期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第3期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会（運営委員会）の設置に関することや、準備事務については合併までに調整する。 (2) 第3期介護保険事業計画については、平成17年度に策定する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	22 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	2 介護保険料賦課・徴収・減免
調整の内容	介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱いは次のとおりとする。 (1) 介護保険料は、第3期介護保険事業計画により平成18年度に統一する。 (2) 普通徴収の納期は、平成17年度は各市町の現行納期とし、平成18年度に統一する。 (3) 災害減免は、その割合を合併までに調整する。 (4) 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>1. 目的 介護保険法第129条・第133条・第142条の規定に基づき、市町村は条例で定め、介護保険事業運営に要する費用に充てるため、第1号被保険者から保険料を賦課・徴収する。 (担当部署) 総務企画部税務課 (賦課・徴収・減免) 【賦課】 (平成15年4月1日現在) {保険料額} ①第1号被保険者介護保険料 基準額 (円/月) 3,250円 年度額 ・第1段階(円/年) : 19,500円 ・第2段階(円/年) : 29,200円 ・第3段階(円/年) : 39,000円 ・第4段階(円/年) : 48,700円 ・第5段階(円/年) : 58,500円 ②賦課期日 4月1日 【徴収】 ①納付方法 特別徴収: 年金年額が18万円以上 普通徴収: 年金年額が18万円未満 遺族・障害・老齢福祉年金のみ受給新たに第1号被保険者となった場合 他市町村から転入してきた場合 ②納期 普通徴収 第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月25日 第7期 1月1日～1月31日 第8期 2月1日～2月28日 特別徴収 年金から天引き</p>	<p>1. 目的 介護保険法第129条・第133条・第142条の規定に基づき、市町村は条例で定め、介護保険事業運営に要する費用に充てるため、第1号被保険者から保険料を賦課・徴収する。 (担当部署) 保健福祉課介護保険係 (賦課・徴収・減免) 【賦課】 (平成15年4月1日現在) {保険料額} ①第1号被保険者介護保険料 基準額 (円/月) 4,100円 年度額 ・第1段階(円/年) : 24,600円 ・第2段階(円/年) : 36,900円 ・第3段階(円/年) : 49,200円 ・第4段階(円/年) : 61,500円 ・第5段階(円/年) : 73,800円 ②賦課期日 4月1日 【徴収】 ①納付方法 特別徴収: 年金年額が18万円以上 普通徴収: 年金年額が18万円未満 遺族・障害・老齢福祉年金のみ受給新たに第1号被保険者となった場合 他市町村から転入してきた場合 ②納期 普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 8月1日～8月31日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 12月1日～12月31日 第6期 2月1日～同月末まで 特別徴収 年金から天引き</p>	<p>1. 目的 介護保険法第129条・第133条・第142条の規定に基づき、市町村は条例で定め、介護保険事業運営に要する費用に充てるため、第1号被保険者から保険料を賦課・徴収する。 (担当部署) 保健福祉課介護保険係 (賦課・徴収・減免) 【賦課】 (平成15年4月1日現在) {保険料額} ①第1号被保険者介護保険料 基準額 (円/月) 3,800円 年度額 ・第1段階(円/年) : 22,800円 ・第2段階(円/年) : 34,200円 ・第3段階(円/年) : 45,600円 ・第4段階(円/年) : 57,000円 ・第5段階(円/年) : 68,400円 ②賦課期日 4月1日 【徴収】 ①納付方法 特別徴収: 年金年額が18万円以上 普通徴収: 年金年額が18万円未満 遺族・障害・老齢福祉年金のみ受給新たに第1号被保険者となった場合 他市町村から転入してきた場合 ②納期 普通徴収 第1期 4月1日～5月31日 第2期 6月1日～7月31日 第3期 8月1日～9月30日 第4期 10月1日～11月30日 第5期 12月1日～1月31日 第6期 2月1日～3月31日 特別徴収 年金から天引き</p>	<p>1. 目的 介護保険法第129条・第133条・第142条の規定に基づき、市町村は条例で定め、介護保険事業運営に要する費用に充てるため、第1号被保険者から保険料を賦課・徴収する。 (担当部署) 保健福祉課介護保険係 (賦課・徴収・減免) 【賦課】 (平成15年4月1日現在) {保険料額} ①第1号被保険者介護保険料 基準額 (円/月) 3,800円 年度額 ・第1段階(円/年) : 22,800円 ・第2段階(円/年) : 34,200円 ・第3段階(円/年) : 45,600円 ・第4段階(円/年) : 57,000円 ・第5段階(円/年) : 68,400円 ②賦課期日 4月1日 【徴収】 ①納付方法 特別徴収: 年金年額が18万円以上 普通徴収: 年金年額が18万円未満 遺族・障害・老齢福祉年金のみ受給新たに第1号被保険者となった場合 他市町村から転入してきた場合 ②納期 普通徴収 第1期 4月1日～5月31日 第2期 6月1日～7月31日 第3期 8月1日～9月30日 第4期 10月1日～11月30日 第5期 12月1日～1月31日 第6期 2月1日～3月31日 特別徴収 年金から天引き</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【減免】 税に準ずる。 ○災害減免</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、例外、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 <p>※ 1～4の減免割合については、特に定めていない。</p> <p>減免を必要とする者は、普通徴収されている者については納期限の7日前まで、特別徴収されている者については年金支払月の前前月の15日までに必要な事項を記載した申請書に証拠書類を添付して提出する。ただし災害を受けたことによる減免の場合は、災害発生後60日以内に提出する。</p>	<p>【減免】</p> <p>○災害減免</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、例外、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 <p>※ 1～4の減免割合については、別表のとおり。</p> <p>減免を必要とする者は、普通徴収されている者については納期限の7日前まで、特別徴収されている者については年金支払月の前前月の15日までに必要な事項を記載した申請書に証拠書類を添付して提出する。ただし災害を受けたことによる減免の場合は、災害発生後60日以内に提出する。</p>	<p>【減免】</p> <p>○災害減免</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、例外、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 <p>※ 1～4の減免割合については、別表のとおり。</p> <p>減免を必要とする者は、普通徴収されている者については納期限の7日前まで、特別徴収されている者については年金支払月の前前月の15日までに必要な事項を記載した申請書に証拠書類を添付して提出する。ただし災害を受けたことによる減免の場合は、災害発生後60日以内に提出する。</p>	<p>【減免】</p> <p>○災害減免</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、例外、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 <p>※ 1～4の減免割合については、別表のとおり。</p> <p>減免を必要とする者は、普通徴収されている者については納期限の7日前まで、特別徴収されている者については年金支払月の前前月の15日までに必要な事項を記載した申請書に証拠書類を添付して提出する。</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>○単独減免 (対象者) 世帯の収入額が生活保護基準以下、又はそれに準じる生活困窮者で、保険料の全額負担が困難であると認められ、かつ次の要件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料が第2段階である。 ・前年度の収入の合計金額が年間80万円以下である。(世帯員2人以上の場合1人当たり40万円加算) ・住民税課税者に扶養されていない。 ・住民税課税者と生計を共にしていない。 ・預貯金等の額が120万円以下である。 <p>(適用期間) 減額の適用開始月は申請日の属する月とする。減額は申請のあった日の属する年度について適用し、保険料の負担が困難である事実が翌年度も継続する場合は、改めて申請しなければならない。</p>	<p>○単独減免 該当なし</p>	<p>○単独減免 該当なし</p>	<p>○単独減免 該当なし</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	22 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	2 介護保険料賦課・徴収・減免
調整の内容	介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱いは次のとおりとする。 (1) 介護保険料は、第3期介護保険事業計画により平成18年度に統一する。 (2) 普通徴収の納期は、平成17年度は各市町の現行納期とし、平成18年度に統一する。 (3) 災害減免は、その割合を合併までに調整する。 (4) 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>1. 目的 介護保険法第129条・第133条・第142条の規定に基づき、市町村は条例で定め、介護保険事業運営に要する費用に充てるため、第1号被保険者から保険料を賦課・徴収する。 (担当部署) 保健福祉課介護保険係(賦課・徴収・減免) 【賦課】(平成15年4月1日現在) {保険料額} ①第1号被保険者介護保険料 基準額(円/月) 3,989円 年度額 ・第1段階(円/年) : 24,000円 ・第2段階(円/年) : 36,000円 ・第3段階(円/年) : 47,900円 ・第4段階(円/年) : 59,900円 ・第5段階(円/年) : 71,900円 ②賦課期日 4月1日 【徴収】 ①納付方法 特別徴収: 年金年額が18万円以上 普通徴収: 年金年額が18万円未満 遺族・障害・老齢福祉年金のみ受給 新たに第1号被保険者となった場合 他市町村から転入してきた場合 ②納期 普通徴収 第1期 5月1日～5月31日 第2期 6月1日～6月30日 第3期 8月1日～8月31日 第4期 9月1日～9月30日 第5期 10月1日～10月31日 第6期 11月1日～11月30日 第7期 12月1日～12月31日 特別徴収 年金から天引き</p>	<p>1. 目的 介護保険法第129条・第133条・第142条の規定に基づき、市町村は条例で定め、介護保険事業運営に要する費用に充てるため、第1号被保険者から保険料を賦課・徴収する。 (担当部署) 健康生活課介護保険係(賦課・徴収・減免) 【賦課】(平成15年4月1日現在) {保険料額} ①第1号被保険者介護保険料 基準額(円/月) 3,658円 年度額 ・第1段階(円/年) : 21,900円 ・第2段階(円/年) : 32,900円 ・第3段階(円/年) : 43,800円 ・第4段階(円/年) : 54,800円 ・第5段階(円/年) : 65,800円 ②賦課期日 4月1日 【徴収】 ①納付方法 特別徴収: 年金年額が18万円以上 普通徴収: 年金年額が18万円未満 遺族・障害・老齢福祉年金のみ受給 新たに第1号被保険者となった場合 他市町村から転入してきた場合 ②納期 普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 8月15日～8月31日 第4期 9月15日～9月30日 第5期 10月15日～10月31日 第6期 11月15日～11月30日 第7期 12月15日～12月28日 第8期 1月15日～1月31日 第9期 2月15日～2月28日 (うるう年は同月29日まで) 第10期 3月15日～3月31日 特別徴収 年金から天引き</p>	<p>1. 目的 介護保険法第129条・第133条・第142条の規定に基づき、市町村は条例で定め、介護保険事業運営に要する費用に充てるため、第1号被保険者から保険料を賦課・徴収する。 (担当部署) 保健衛生課国保係(賦課・減免) 税務課徴収係(徴収) 【賦課】(平成15年4月1日現在) {保険料額} ①第1号被保険者介護保険料 基準額(円/月) 3,000円 年度額 ・第1段階(円/年) : 18,000円 ・第2段階(円/年) : 27,000円 ・第3段階(円/年) : 36,000円 ・第4段階(円/年) : 45,000円 ・第5段階(円/年) : 54,000円 ②賦課期日 4月1日 【徴収】 ①納付方法 特別徴収: 年金年額が18万円以上 普通徴収: 年金年額が18万円未満 遺族・障害・老齢福祉年金のみ受給 新たに第1号被保険者となった場合 他市町村から転入してきた場合 ②納期 普通徴収 第1期 4月1日～4月30日 第2期 6月1日～6月30日 第3期 8月1日～8月31日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 12月1日～12月27日 第6期 2月1日～2月28日 特別徴収 年金から天引き</p>	<p>介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱いは次のとおりとする。 (1) 介護保険料は、第3期介護保険事業計画により平成18年度に統一する。 (2) 普通徴収の納期は、平成17年度は各市町の現行納期とし、平成18年度に統一する。 (3) 災害減免は、その割合を合併までに調整する。 (4) 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。</p>

霧島町	隼人町	福山町	
<p>【減免】 税に準ずる。 ○災害減免</p> <p>1. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>2. 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>3. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>4. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、例外、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>※ 1～4の減免割合については、特に定めていない。</p> <p>減免を必要とする者は、普通徴収されている者については納期限の7日前まで、特別徴収されている者については年金支払月の前前月の15日までに必要な事項を記載した申請書に証拠書類を添付して提出する。ただし災害を受けたことによる減免の場合は、災害発生後60日以内に提出する。</p>	<p>【減免】</p> <p>○災害減免</p> <p>1. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>2. 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>3. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>4. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、例外、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>※ 1～4の減免割合については、別表のとおり。</p> <p>減免を必要とする者は、普通徴収されている者については納期限の7日前まで、特別徴収されている者については年金支払月の前前月の15日までに必要な事項を記載した申請書に証拠書類を添付して提出する。</p>	<p>【減免】</p> <p>○災害減免</p> <p>1. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>2. 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>3. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>4. 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、例外、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>※ 1～4の減免割合については、別表のとおり。</p> <p>減免を必要とする者は、普通徴収されている者については納期限の7日前まで、特別徴収されている者については年金支払月の前前月の15日までに必要な事項を記載した申請書に証拠書類を添付して提出する。</p>	

霧島町	隼人町	福山町	
<p>○単独減免 該当なし</p>	<p>○単独減免 世帯の収入が生活保護基準以下又はそれに準じる生活困窮者で、保険料の全額負担が困難であると認められ、かつ、次の要件に該当する者で、第2段階の保険料を第1段階の保険料に減額する。</p> <p>(1) 保険料が第2段階であること。 (2) 前年度の収入の合計金額が年間80万円以下であること。(世帯員2名以上の場合は1人当たり40万円を加算する。) (3) 住民税課税者に扶養されていないこと。(別居していても、税の申告等において住民税課税者の被扶養者になっている場合は対象外とする。) (4) 住民税課税者と生計を共にしていないこと。(住民基本台帳上、世帯を別にしていても、実質的に住民税課税者と生計上一つであるような場合は対象外とする。) (5) 預貯金等の合計金額が80万円以下であること。(世帯員2人以上の場合は、120万円以下であること。) (6) 居宅の用に供するもの以外に土地家屋を所有していないこと。</p>	<p>○単独減免 該当なし</p>	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 2 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	3 低所得者利用者負担軽減対策補助
調整の内容	低所得者利用者負担軽減対策補助については次のとおりとする。 (1) 低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。 (2) 訪問介護利用者にかかる利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。新たな減免制度については、新市において調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町																																																																																																																																												
<p>【概要】 介護保険制度を円滑に運営するため、市が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する。</p> <p>【実施事業】 (県補助事業) ①法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ③社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業(単独事業) ④市単独の訪問介護利用者負担額減額制度あり。</p> <p>【軽減措置基準】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>1/2</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>1/2</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>1/2</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td>1/2</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td>1/2</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>10%</td> <td>見直し</td> <td>1/2</td> <td>10% (確定ではない)</td> </tr> </table> <p>【対象者】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 → 51人 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 → 13人 ※社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る → 1人 ※市単独の訪問介護利用者負担減額助成に関するもの → 170人</p> <p>平成14年事業費 ①1,390,426円 ② 429,043円 ③ 0円 ④3,601,448円</p>		①	②	③	④	12年度	3%	3%	1/2	3%	13年度	3%	3%	1/2	3%	14年度	3%	3%	1/2	3%	15年度	6%	3%	1/2	6%	16年度	6%	3%	1/2	6%	17年度	10%	見直し	1/2	10% (確定ではない)	<p>【概要】 介護保険制度を円滑に運営するため、町が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する。</p> <p>【実施事業】 (県補助事業) ①法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ③社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業(単独事業) ④該当なし</p> <p>【軽減措置基準】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>10%</td> <td>見直し</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【対象者】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 → 14人 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 → 0人 ※社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る → 0人</p> <p>平成14年度事業費 ①271,932円 ② 14,458円 ③ 0円 ④ 0円</p>		①	②	③	④	12年度	3%	3%			13年度	3%	3%			14年度	3%	3%			15年度	6%	3%			16年度	6%	3%			17年度	10%	見直し			<p>【概要】 介護保険制度を円滑に運営するため、町が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する。</p> <p>【実施事業】 (県補助事業) ①法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ③社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業(単独事業) ④該当なし</p> <p>【軽減措置基準】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>10%</td> <td>見直し</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【対象者】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 → 21人 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 → 1人 ※社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る → 0人</p> <p>平成14年度事業費 ①1,399,797円 ② 8,822円 ③ 0円 ④ 0円</p>		①	②	③	④	12年度	3%	3%			13年度	3%	3%			14年度	3%	3%			15年度	6%	3%			16年度	6%	3%			17年度	10%	見直し			<p>【概要】 介護保険制度を円滑に運営するため、町が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する。</p> <p>【実施事業】 (県補助事業) ①法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ③社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業(単独事業) ④該当なし</p> <p>【軽減措置基準】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>10%</td> <td>見直し</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【対象者】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 → 35人 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 → 13人 ※社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る → 0人</p> <p>平成14年度事業費 ①521,492円 ②427,076円 ③ 0円 ④ 0円</p>		①	②	③	④	12年度	3%	3%			13年度	3%	3%			14年度	3%	3%			15年度	6%	3%			16年度	6%	3%			17年度	10%	見直し		
	①	②	③	④																																																																																																																																											
12年度	3%	3%	1/2	3%																																																																																																																																											
13年度	3%	3%	1/2	3%																																																																																																																																											
14年度	3%	3%	1/2	3%																																																																																																																																											
15年度	6%	3%	1/2	6%																																																																																																																																											
16年度	6%	3%	1/2	6%																																																																																																																																											
17年度	10%	見直し	1/2	10% (確定ではない)																																																																																																																																											
	①	②	③	④																																																																																																																																											
12年度	3%	3%																																																																																																																																													
13年度	3%	3%																																																																																																																																													
14年度	3%	3%																																																																																																																																													
15年度	6%	3%																																																																																																																																													
16年度	6%	3%																																																																																																																																													
17年度	10%	見直し																																																																																																																																													
	①	②	③	④																																																																																																																																											
12年度	3%	3%																																																																																																																																													
13年度	3%	3%																																																																																																																																													
14年度	3%	3%																																																																																																																																													
15年度	6%	3%																																																																																																																																													
16年度	6%	3%																																																																																																																																													
17年度	10%	見直し																																																																																																																																													
	①	②	③	④																																																																																																																																											
12年度	3%	3%																																																																																																																																													
13年度	3%	3%																																																																																																																																													
14年度	3%	3%																																																																																																																																													
15年度	6%	3%																																																																																																																																													
16年度	6%	3%																																																																																																																																													
17年度	10%	見直し																																																																																																																																													

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 2 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	3 低所得者利用者負担軽減対策補助
調整の内容	低所得者利用者負担軽減対策補助については次のとおりとする。 (1) 低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。 (2) 訪問介護利用者にかかる利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。新たな減免制度については、新市において調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容																																																																																																									
<p>【概要】 介護保険制度を円滑に運営するため、町が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する。</p> <p>【実施事業】 (県補助事業) ①法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ③社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業(単独事業) ④該当なし</p> <p>【軽減措置基準】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>10%</td> <td>見直し</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【対象者】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 → 17人 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 → 3人 ※社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る → 0人</p> <p>平成14年度事業費 ①476,047円 ②169,820円 ③ 0円 ④ 0円</p>		①	②	③	④	12年度	3%	3%			13年度	3%	3%			14年度	3%	3%			15年度	6%	3%			16年度	6%	3%			17年度	10%	見直し			<p>【概要】 介護保険制度を円滑に運営するため、町が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する。</p> <p>【実施事業】 (県補助事業) ①法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ③社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業(単独事業) ④低所得者に対する法施行後の訪問介護利用者負担額減額措置事業(隼人町独自)</p> <p>【軽減措置基準】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>50%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>50%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>50%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td>50%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6%</td> <td>3%</td> <td>50%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>10%</td> <td>見直し</td> <td></td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>【対象者】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 → 53人 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 → 6人 ※社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る → 4人 ※低所得者に対する法施行後の訪問介護利用者負担額減額措置事業 → 159人</p> <p>平成14年度事業費 ①3,623,120円 ② 426,175円 ③ 0円 ④3,095,170円</p>		①	②	③	④	12年度	3%	3%	50%	3%	13年度	3%	3%	50%	3%	14年度	3%	3%	50%	3%	15年度	6%	3%	50%	6%	16年度	6%	3%	50%	6%	17年度	10%	見直し		10%	<p>【概要】 介護保険制度を円滑に運営するため、町が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する。</p> <p>【実施事業】 (県補助事業) ①法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業(実績なし) ③社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業(実績なし) (単独事業) ④該当なし</p> <p>【軽減措置基準】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>3%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>6%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>10%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【対象者】 ※法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業 → 18人 ※障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 → 0人 ※社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る → 0人</p> <p>平成14年度事業費 ①640,009円 ② 0円 ③ 0円 ④ 0円</p>		①	②	③	④	12年度	3%				13年度	3%				14年度	3%				15年度	6%				16年度	6%				17年度	10%				低所得者利用者負担軽減対策補助については次のとおりとする。 (1) 低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。 (2) 訪問介護利用者にかかる利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正（廃止）が想定されるためそれに連動する。新たな減免制度については、新市において調整する。
	①	②	③	④																																																																																																								
12年度	3%	3%																																																																																																										
13年度	3%	3%																																																																																																										
14年度	3%	3%																																																																																																										
15年度	6%	3%																																																																																																										
16年度	6%	3%																																																																																																										
17年度	10%	見直し																																																																																																										
	①	②	③	④																																																																																																								
12年度	3%	3%	50%	3%																																																																																																								
13年度	3%	3%	50%	3%																																																																																																								
14年度	3%	3%	50%	3%																																																																																																								
15年度	6%	3%	50%	6%																																																																																																								
16年度	6%	3%	50%	6%																																																																																																								
17年度	10%	見直し		10%																																																																																																								
	①	②	③	④																																																																																																								
12年度	3%																																																																																																											
13年度	3%																																																																																																											
14年度	3%																																																																																																											
15年度	6%																																																																																																											
16年度	6%																																																																																																											
17年度	10%																																																																																																											

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 2 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	4 財政安定化基金拠出金・貸付金・償還金
調整の内容	鹿児島県財政安定化基金拠出金、貸付金の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 財政安定化基金への拠出金については、新市に引き継ぐ。 (2) 財政安定化貸付金の償還金残額については、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町																																																																																														
<p>【財政安定化基金の目的】 市町村が通常の実施を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い、介護保険事業の円滑な実施を図る。</p> <p>【拠出金内容】 県は、市町村の介護保険の安定化に資するため財政安定基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が見込まれる場合に資金の貸付を行うことを目的とし、基金の財政は国、県及び市町村(第1号被保険者の保険料)が、それぞれ3分の1ずつ負担するための町の拠出金である。 平成15年度 財政安定化基金拠出金 2,150,000円</p> <p>【貸付金】 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合に行われる。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">借入額</th></tr> <tr><td>12年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>計</td><td>0円</td></tr> </table> <p>【償還金】 借入れを行った年度の属する事業運営期間の次の期間において、保険料賦課総額に算入し、第1号保険料財源により基金(都道府県)に対し3年間で分割償還すること。ただし、災害その他の特別の事情がある場合には、知事の延長期限の決定にて延長も可。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">償還額</th></tr> <tr><td>15年度</td><td>5,188,896円</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>5,188,888円</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>5,188,888円</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>5,188,888円</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>5,188,888円</td></tr> <tr><td>計</td><td>25,944,536円</td></tr> </table> <p>償還額 なし</p>	借入額		12年度	0円	13年度	0円	14年度	0円	計	0円	償還額		15年度	5,188,896円	16年度	5,188,888円	17年度	5,188,888円	18年度	5,188,888円	19年度	5,188,888円	計	25,944,536円	<p>【財政安定化基金の目的】 市町村が通常の実施を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い、介護保険事業の円滑な実施を図る。</p> <p>【拠出金内容】 県は、市町村の介護保険の安定化に資するため財政安定基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が見込まれる場合に資金の貸付を行うことを目的とし、基金の財政は国、県及び市町村(第1号被保険者の保険料)が、それぞれ3分の1ずつ負担するための町の拠出金である。 平成15年度 財政安定化基金拠出金 479,377円</p> <p>【貸付金】 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合に行われる。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">借入額</th></tr> <tr><td>12年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>31,700,000円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>15,000,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>46,700,000円</td></tr> </table> <p>【償還金】 借入れを行った年度の属する事業運営期間の次の期間において、保険料賦課総額に算入し、第1号保険料財源により基金(都道府県)に対し9年間で分割償還すること。ただし、災害その他の特別の事情がある場合には、知事の延長期限の決定にて延長も可。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">償還額</th></tr> <tr><td>15年度</td><td>5,188,896円</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>5,188,888円</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>5,188,888円</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>5,188,888円</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>5,188,888円</td></tr> <tr><td>計</td><td>25,944,536円</td></tr> </table>	借入額		12年度	0円	13年度	31,700,000円	14年度	15,000,000円	計	46,700,000円	償還額		15年度	5,188,896円	16年度	5,188,888円	17年度	5,188,888円	18年度	5,188,888円	19年度	5,188,888円	計	25,944,536円	<p>【財政安定化基金の目的】 市町村が通常の実施を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い、介護保険事業の円滑な実施を図る。</p> <p>【拠出金内容】 県は、市町村の介護保険の安定化に資するため財政安定基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が見込まれる場合に資金の貸付を行うことを目的とし、基金の財政は国、県及び市町村(第1号被保険者の保険料)が、それぞれ3分の1ずつ負担するための町の拠出金である。 平成15年度 財政安定化基金拠出金 502,591円</p> <p>【貸付金】 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合に行われる。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">借入額</th></tr> <tr><td>12年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>13,000,000円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>6,800,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>19,800,000円</td></tr> </table> <p>【償還金】 借入れを行った年度の属する事業運営期間の次の期間において、保険料賦課総額に算入し、第1号保険料財源により基金(都道府県)に対し3年間で分割償還すること。ただし、災害その他の特別の事情がある場合には、知事の延長期限の決定にて延長も可。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">償還額</th></tr> <tr><td>15年度</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>19,800,000円</td></tr> </table>	借入額		12年度	0円	13年度	13,000,000円	14年度	6,800,000円	計	19,800,000円	償還額		15年度	3,300,000円	16年度	3,300,000円	17年度	3,300,000円	18年度	3,300,000円	19年度	3,300,000円	20年度	3,300,000円	計	19,800,000円	<p>【財政安定化基金の目的】 市町村が通常の実施を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い、介護保険事業の円滑な実施を図る。</p> <p>【拠出金内容】 県は、市町村の介護保険の安定化に資するため財政安定基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が見込まれる場合に資金の貸付を行うことを目的とし、基金の財政は国、県及び市町村(第1号被保険者の保険料)が、それぞれ3分の1ずつ負担するための町の拠出金である。 平成15年度 財政安定化基金拠出金 732,006円</p> <p>【貸付金】 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合に行われる。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">借入額</th></tr> <tr><td>12年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>2,797,000円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>21,656,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>24,453,000円</td></tr> </table> <p>【償還金】 借入れを行った年度の属する事業運営期間の次の期間において、保険料賦課総額に算入し、第1号保険料財源により基金(都道府県)に対し3年間で分割償還すること。ただし、災害その他の特別の事情がある場合には、知事の延長期限の決定にて延長も可。</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">償還額</th></tr> <tr><td>15年度</td><td>8,151,000円</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>8,151,000円</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>8,151,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>24,453,000円</td></tr> </table>	借入額		12年度	0円	13年度	2,797,000円	14年度	21,656,000円	計	24,453,000円	償還額		15年度	8,151,000円	16年度	8,151,000円	17年度	8,151,000円	計	24,453,000円
借入額																																																																																																	
12年度	0円																																																																																																
13年度	0円																																																																																																
14年度	0円																																																																																																
計	0円																																																																																																
償還額																																																																																																	
15年度	5,188,896円																																																																																																
16年度	5,188,888円																																																																																																
17年度	5,188,888円																																																																																																
18年度	5,188,888円																																																																																																
19年度	5,188,888円																																																																																																
計	25,944,536円																																																																																																
借入額																																																																																																	
12年度	0円																																																																																																
13年度	31,700,000円																																																																																																
14年度	15,000,000円																																																																																																
計	46,700,000円																																																																																																
償還額																																																																																																	
15年度	5,188,896円																																																																																																
16年度	5,188,888円																																																																																																
17年度	5,188,888円																																																																																																
18年度	5,188,888円																																																																																																
19年度	5,188,888円																																																																																																
計	25,944,536円																																																																																																
借入額																																																																																																	
12年度	0円																																																																																																
13年度	13,000,000円																																																																																																
14年度	6,800,000円																																																																																																
計	19,800,000円																																																																																																
償還額																																																																																																	
15年度	3,300,000円																																																																																																
16年度	3,300,000円																																																																																																
17年度	3,300,000円																																																																																																
18年度	3,300,000円																																																																																																
19年度	3,300,000円																																																																																																
20年度	3,300,000円																																																																																																
計	19,800,000円																																																																																																
借入額																																																																																																	
12年度	0円																																																																																																
13年度	2,797,000円																																																																																																
14年度	21,656,000円																																																																																																
計	24,453,000円																																																																																																
償還額																																																																																																	
15年度	8,151,000円																																																																																																
16年度	8,151,000円																																																																																																
17年度	8,151,000円																																																																																																
計	24,453,000円																																																																																																

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 2 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	4 財政安定化基金拠出金・貸付金・償還金
調整の内容	鹿児島県財政安定化基金拠出金、貸付金の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 財政安定化基金への拠出金については、新市に引き継ぐ。 (2) 財政安定化貸付金の償還金残額については、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容																																																				
<p>【財政安定化基金の目的】 市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い、介護保険事業の円滑な実施を図る。</p> <p>【拠出金内容】 県は、市町村の介護保険の安定化に資するため財政安定基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が見込まれる場合に資金の貸付を行うことを目的とし、基金の財政は国、県及び市町村(第1号被保険者の保険料)が、それぞれ3分の1ずつ負担するための町の拠出金である。 平成15年度 財政安定化基金拠出金 463,941円</p> <p>【貸付金】 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合に行われる。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">借入額</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>3,187,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,187,000円</td></tr> </table> <p>【償還金】 借入れを行った年度の属する事業運営期間の次の期間において、保険料賦課総額に算入し、第1号保険料財源により基金(都道府県)に対し3年間で分割償還すること。ただし、災害その他の特別の事情がある場合には、知事の延長期限の決定にて延長も可。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">償還額</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>1,062,334円</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>1,062,333円</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>1,062,333円</td></tr> </table>	借入額		12年度	0円	13年度	0円	14年度	3,187,000円	計	3,187,000円	償還額		15年度	1,062,334円	16年度	1,062,333円	17年度	1,062,333円	<p>【財政安定化基金の目的】 市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い、介護保険事業の円滑な実施を図る。</p> <p>【拠出金内容】 県は、市町村の介護保険の安定化に資するため財政安定基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が見込まれる場合に資金の貸付を行うことを目的とし、基金の財政は国、県及び市町村(第1号被保険者の保険料)が、それぞれ3分の1ずつ負担するための町の拠出金である。 平成15年度 財政安定化基金拠出金 1,873,499円</p> <p>【貸付金】 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合に行われる。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">借入額</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>30,000,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>30,000,000円</td></tr> </table> <p>【償還金】 借入れを行った年度の属する事業運営期間の次の期間において、保険料賦課総額に算入し、第1号保険料財源により基金(都道府県)に対し3年間で分割償還すること。ただし、災害その他の特別の事情がある場合には、知事の延長期限の決定にて延長も可。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">償還額</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>計</td><td>30,000,000円</td></tr> </table>	借入額		12年度	0円	13年度	0円	14年度	30,000,000円	計	30,000,000円	償還額		15年度	10,000,000円	16年度	10,000,000円	17年度	10,000,000円	計	30,000,000円	<p>【財政安定化基金の目的】 市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い、介護保険事業の円滑な実施を図る。</p> <p>【拠出金内容】 県は、市町村の介護保険の安定化に資するため財政安定基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が見込まれる場合に資金の貸付を行うことを目的とし、基金の財政は国、県及び市町村(第1号被保険者の保険料)が、それぞれ3分の1ずつ負担するための町の拠出金である。 平成15年度 財政安定化基金拠出金 439,963円</p> <p>【貸付金】 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合に行われる。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">借入額</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>0円</td></tr> <tr><td>計</td><td>0円</td></tr> </table> <p>【償還金】 借入れを行った年度の属する事業運営期間の次の期間において、保険料賦課総額に算入し、第1号保険料財源により基金(都道府県)に対し3年間で分割償還すること。ただし、災害その他の特別の事情がある場合には、知事の延長期限の決定にて延長も可。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">償還額</td></tr> <tr><td colspan="2">なし</td></tr> </table>	借入額		12年度	0円	13年度	0円	14年度	0円	計	0円	償還額		なし		鹿児島県財政安定化基金拠出金、貸付金の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 財政安定化基金への拠出金については、新市に引き継ぐ。 (2) 財政安定化貸付金の償還金残額については、新市に引き継ぐ。
借入額																																																							
12年度	0円																																																						
13年度	0円																																																						
14年度	3,187,000円																																																						
計	3,187,000円																																																						
償還額																																																							
15年度	1,062,334円																																																						
16年度	1,062,333円																																																						
17年度	1,062,333円																																																						
借入額																																																							
12年度	0円																																																						
13年度	0円																																																						
14年度	30,000,000円																																																						
計	30,000,000円																																																						
償還額																																																							
15年度	10,000,000円																																																						
16年度	10,000,000円																																																						
17年度	10,000,000円																																																						
計	30,000,000円																																																						
借入額																																																							
12年度	0円																																																						
13年度	0円																																																						
14年度	0円																																																						
計	0円																																																						
償還額																																																							
なし																																																							

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 2 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	5 介護保険組合の組織
調整の内容	始良・伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町																																																																																
<p>【組合を組織する団体】 始良・伊佐地区介護保険組合の組織は次のとおり</p> <p>○国分市、大口市、加治木町、始良町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、菱刈町の2市11町</p> <p>【事務の内容】 介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務。</p> <p>【組合の職員】 職員の定数は8名とし、始良・伊佐地区介護保険組合を組織する市町の職員が事務を補完する事務に従事する。</p> <p>【事務所の位置】 国分市中央三丁目45番1号国分市役所内</p> <p>【組合負担金】 関係2市11町が負担 均等割 25% 実績割 75%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割</th> <th>実績割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,962千円</td> <td>17,412千円</td> <td>20,374千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>2,962千円</td> <td>15,830千円</td> <td>18,792千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1,731千円</td> <td>9,297千円</td> <td>11,028千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>1,981千円</td> <td>11,602千円</td> <td>13,583千円</td> </tr> </tbody> </table>		均等割	実績割	合計	平成12年度	2,962千円	17,412千円	20,374千円	平成13年度	2,962千円	15,830千円	18,792千円	平成14年度	1,731千円	9,297千円	11,028千円	平成15年度	1,981千円	11,602千円	13,583千円	<p>【組合を組織する団体】 始良・伊佐地区介護保険組合の組織は次のとおり</p> <p>○国分市、大口市、加治木町、始良町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、菱刈町の2市11町</p> <p>【事務の内容】 介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務。</p> <p>【組合の職員】 職員の定数は8名とし、始良・伊佐地区介護保険組合を組織する市町の職員が事務を補完する事務に従事する。 (溝辺町は平成16年4月より出向予定)</p> <p>【事務所の位置】 国分市中央三丁目45番1号国分市役所内</p> <p>【組合負担金】 関係2市11町が負担 均等割 25% 実績割 75%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割</th> <th>実績割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,962千円</td> <td>3,493千円</td> <td>6,455千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1,731千円</td> <td>2,713千円</td> <td>4,444千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1,731千円</td> <td>2,713千円</td> <td>4,444千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>1,981千円</td> <td>2,866千円</td> <td>4,847千円</td> </tr> </tbody> </table>		均等割	実績割	合計	平成12年度	2,962千円	3,493千円	6,455千円	平成13年度	1,731千円	2,713千円	4,444千円	平成14年度	1,731千円	2,713千円	4,444千円	平成15年度	1,981千円	2,866千円	4,847千円	<p>【組合を組織する団体】 始良・伊佐地区介護保険組合の組織は次のとおり</p> <p>○国分市、大口市、加治木町、始良町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、菱刈町の2市11町</p> <p>【事務の内容】 介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務。</p> <p>【組合の職員】 職員の定数は8名とし、始良・伊佐地区介護保険組合を組織する市町の職員が事務を補完する事務に従事する。 (横川町は平成17年4月より出向予定)</p> <p>【事務所の位置】 国分市中央三丁目45番1号国分市役所内</p> <p>【組合負担金】 関係2市11町が負担 均等割 25% 実績割 75%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割</th> <th>実績割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,962千円</td> <td>3,946千円</td> <td>6,908千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1,731千円</td> <td>2,086千円</td> <td>3,817千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1,731千円</td> <td>2,086千円</td> <td>3,817千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>1,981千円</td> <td>2,418千円</td> <td>4,399千円</td> </tr> </tbody> </table>		均等割	実績割	合計	平成12年度	2,962千円	3,946千円	6,908千円	平成13年度	1,731千円	2,086千円	3,817千円	平成14年度	1,731千円	2,086千円	3,817千円	平成15年度	1,981千円	2,418千円	4,399千円	<p>【組合を組織する団体】 始良・伊佐地区介護保険組合の組織は次のとおり</p> <p>○国分市、大口市、加治木町、始良町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、菱刈町の2市11町</p> <p>【事務の内容】 介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務。</p> <p>【組合の職員】 職員の定数は8名とし、始良・伊佐地区介護保険組合を組織する市町の職員が事務を補完する事務に従事する。</p> <p>【事務所の位置】 国分市中央三丁目45番1号国分市役所内</p> <p>【組合負担金】 関係2市11町が負担 均等割 25% 実績割 75%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割</th> <th>実績割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,962千円</td> <td>6,213千円</td> <td>9,175千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1,731千円</td> <td>5,648千円</td> <td>7,379千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1,731千円</td> <td>4,160千円</td> <td>5,891千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>1,981千円</td> <td>4,303千円</td> <td>6,284千円</td> </tr> </tbody> </table>		均等割	実績割	合計	平成12年度	2,962千円	6,213千円	9,175千円	平成13年度	1,731千円	5,648千円	7,379千円	平成14年度	1,731千円	4,160千円	5,891千円	平成15年度	1,981千円	4,303千円	6,284千円
	均等割	実績割	合計																																																																																
平成12年度	2,962千円	17,412千円	20,374千円																																																																																
平成13年度	2,962千円	15,830千円	18,792千円																																																																																
平成14年度	1,731千円	9,297千円	11,028千円																																																																																
平成15年度	1,981千円	11,602千円	13,583千円																																																																																
	均等割	実績割	合計																																																																																
平成12年度	2,962千円	3,493千円	6,455千円																																																																																
平成13年度	1,731千円	2,713千円	4,444千円																																																																																
平成14年度	1,731千円	2,713千円	4,444千円																																																																																
平成15年度	1,981千円	2,866千円	4,847千円																																																																																
	均等割	実績割	合計																																																																																
平成12年度	2,962千円	3,946千円	6,908千円																																																																																
平成13年度	1,731千円	2,086千円	3,817千円																																																																																
平成14年度	1,731千円	2,086千円	3,817千円																																																																																
平成15年度	1,981千円	2,418千円	4,399千円																																																																																
	均等割	実績割	合計																																																																																
平成12年度	2,962千円	6,213千円	9,175千円																																																																																
平成13年度	1,731千円	5,648千円	7,379千円																																																																																
平成14年度	1,731千円	4,160千円	5,891千円																																																																																
平成15年度	1,981千円	4,303千円	6,284千円																																																																																

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 2 介護保険事業に関する取り扱い	関係項目	5 介護保険組合の組織
調整の内容	始良・伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容																																																												
<p>【組合を組織する団体】 始良・伊佐地区介護保険組合の組織は次のとおり ○国分市、大口市、加治木町、始良町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、菱刈町の2市11町</p> <p>【事務の内容】 介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務。</p> <p>【組合の職員】 職員の定数は8名とし、始良・伊佐地区介護保険組合を組織する市町の職員が事務を補完する事務に従事する。 (霧島町は平成17年4月より出向予定)</p> <p>【事務所の位置】 国分市中央三丁目45番1号国分市役所内</p> <p>【組合負担金】 関係2市11町が負担 均等割 25% 実績割 75%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割</th> <th>実績割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,962千円</td> <td>3,664千円</td> <td>6,626千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1,731千円</td> <td>4,292千円</td> <td>6,023千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1,731千円</td> <td>1,796千円</td> <td>3,527千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>1,981千円</td> <td>2,387千円</td> <td>4,368千円</td> </tr> </tbody> </table>		均等割	実績割	合計	平成12年度	2,962千円	3,664千円	6,626千円	平成13年度	1,731千円	4,292千円	6,023千円	平成14年度	1,731千円	1,796千円	3,527千円	平成15年度	1,981千円	2,387千円	4,368千円	<p>【組合を組織する団体】 始良・伊佐地区介護保険組合の組織は次のとおり ○国分市、大口市、加治木町、始良町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、菱刈町の2市11町</p> <p>【事務の内容】 介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務。</p> <p>【組合の職員】 職員の定数は8名とし、始良・伊佐地区介護保険組合を組織する市町の職員が事務を補完する事務に従事する。</p> <p>【事務所の位置】 国分市中央三丁目45番1号国分市役所内</p> <p>【組合負担金】 関係2市11町が負担 均等割 25% 実績割 75%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割</th> <th>実績割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,962千円</td> <td>14,395千円</td> <td>17,357千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>2,692千円</td> <td>13,088千円</td> <td>15,780千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1,731千円</td> <td>9,139千円</td> <td>10,870千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>1,981千円</td> <td>11,209千円</td> <td>13,190千円</td> </tr> </tbody> </table>		均等割	実績割	合計	平成12年度	2,962千円	14,395千円	17,357千円	平成13年度	2,692千円	13,088千円	15,780千円	平成14年度	1,731千円	9,139千円	10,870千円	平成15年度	1,981千円	11,209千円	13,190千円	<p>【組合を組織する団体】 始良・伊佐地区介護保険組合の組織は次のとおり ○国分市、大口市、加治木町、始良町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、菱刈町の2市11町</p> <p>【事務の内容】 介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務。</p> <p>【組合の職員】 職員の定数は8名とし、始良・伊佐地区介護保険組合を組織する市町の職員が事務を補完する事務に従事する。 (福山町は平成14年4月より出向)</p> <p>【事務所の位置】 国分市中央三丁目45番1号国分市役所内</p> <p>【組合負担金】 関係2市11町が負担 均等割 25% 実績割 75%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割</th> <th>実績割</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,962千円</td> <td>4,696千円</td> <td>7,658千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>2,692千円</td> <td>4,270千円</td> <td>6,962千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1,731千円</td> <td>2,271千円</td> <td>4,002千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>1,981千円</td> <td>2,364千円</td> <td>4,345千円</td> </tr> </tbody> </table>		均等割	実績割	合計	平成12年度	2,962千円	4,696千円	7,658千円	平成13年度	2,692千円	4,270千円	6,962千円	平成14年度	1,731千円	2,271千円	4,002千円	平成15年度	1,981千円	2,364千円	4,345千円	<p>始良・伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
	均等割	実績割	合計																																																												
平成12年度	2,962千円	3,664千円	6,626千円																																																												
平成13年度	1,731千円	4,292千円	6,023千円																																																												
平成14年度	1,731千円	1,796千円	3,527千円																																																												
平成15年度	1,981千円	2,387千円	4,368千円																																																												
	均等割	実績割	合計																																																												
平成12年度	2,962千円	14,395千円	17,357千円																																																												
平成13年度	2,692千円	13,088千円	15,780千円																																																												
平成14年度	1,731千円	9,139千円	10,870千円																																																												
平成15年度	1,981千円	11,209千円	13,190千円																																																												
	均等割	実績割	合計																																																												
平成12年度	2,962千円	4,696千円	7,658千円																																																												
平成13年度	2,692千円	4,270千円	6,962千円																																																												
平成14年度	1,731千円	2,271千円	4,002千円																																																												
平成15年度	1,981千円	2,364千円	4,345千円																																																												

参考法令等（条文等抜粋）

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（抜粋）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

（市町村介護保険事業計画）

第117条（抜粋）

1 市町村は、基本指針に即して3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保険法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保険計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目25-13-①）

児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。
- 2 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。
- 3 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 4 チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐ。
- 5 次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定する。
- 6 家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

平成16年1月15日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業
調整の内容	1 母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【概要】 国分市母子寡婦福祉協議会が実施する活動に対して補助金を交付する。</p> <p>【事務手順】 団体からの補助金交付申請により、交付決定、実績報告、確定により補助金を交付する。</p> <p>【会員数】 会員 約 220名</p> <p>【補助金額】 補助額 72,000円 他に委託料（スポーツ大会） 90,000円</p>	<p>【概要】 溝辺町母子寡婦福祉協議会等が実施する活動に対して、補助金を交付する。</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【会員数】 会員 50名</p> <p>【補助金額】 平成15年度社会福祉協議会補助金 25,343千円のうち母子・寡婦福祉関係 経</p>	<p>【概要】 母子寡婦福祉会の活動の活性化を経済面で支援することを目的に、活動計画、予算等を審議した上で助成を行っている。</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【会員数】 会員 55名</p> <p>【補助金額】 補助額 171,000円</p>	<p>【概要】 母子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上の為必要な措置を講じ福祉の増進を図る為に補助する。</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【会員数】 会員 149名</p> <p>【補助金額】 補助額 100,000円 町社会福祉協議会 110,000円</p>
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【概要】 霧島町母子寡婦福祉協議会が実施する活動に対して補助金を交付する。</p> <p>【事務手順】 団体からの補助金交付申請により、交付決定、実績報告、確定により補助金を交付する。</p> <p>【会員数】 会員 40名</p> <p>【補助金額】 補助額 54,000円</p>	<p>【概要】 母子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上の為必要な措置を講じ福祉の増進を図る為に補助する。</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【会員数】 会員 238名</p> <p>【補助金額】 補助額 180,000円 町社会福祉協議会 150,000円</p>	<p>【概要】 福山町母子寡婦福祉協議会等が実施する活動に対して、補助金を交付する。</p> <p>【事務手順】 同左</p> <p>【会員数】 会員 60名</p> <p>【補助金額】 補助額 107,000円</p>	<p>母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	ひとり親家庭等医療費助成事業
調整の内容	2 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>【対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで にある児童又は20歳未満で児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する程度の障害にある児童を監護しているひとり親家庭の母又は父及びその児童</p> <p>【所得制限】 児童扶養手当の一部支給制限</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 市 1/2</p> <p>【助成額】 保険内診療分の全額</p> <p>【受給者数】 613世帯 (1,623人) 母子世帯・・・565世帯 (1,505人) 父子世帯・・・42世帯 (112人) 父母のいない世帯・・・6世帯 (6人)</p> <p>【平成14年度助成額】 6,017件 16,605,745円</p> <p>【平成14年度県補助金額】 8,302,000円</p> <p>【申請手順】 ひとり親家庭医療費助成申請書に医療機関の証明を受けるか、領収書を添付して提出する。 ・支給日 毎月 2回 (5日、20日)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【対象者】 同左</p> <p>【所得制限】 同左</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 町 1/2 ※所得制限以上の対象者・・・町単独補助事業</p> <p>【助成額】 保険内診療分の全額</p> <p>【受給者数】 89世帯 (237人) 母子世帯・・・75世帯 (200人) 父子世帯・・・14世帯 (37人)</p> <p>【平成14年度助成額】 821件 2,177,342円 町単独補助 133件 282,570円</p> <p>【平成14年度県補助金額】 1,088,000円</p> <p>【申請手順】 ひとり親家庭医療費助成申請書に医療機関の証明を受けるか、領収書を添付して提出する。 ・支給日 毎月 1回 (最終金曜日振込)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【対象者】 同左</p> <p>【所得制限】 同左</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 町 1/2</p> <p>【助成額】 保険内診療分の全額</p> <p>【受給者数】 49世帯 (103人) 母子世帯・・・44世帯 (93人) 父子世帯・・・5世帯 (10人)</p> <p>【平成14年度助成額】 262件 902,940円</p> <p>【平成14年度県補助金額】 388,000円</p> <p>【申請手順】 ひとり親家庭医療費助成申請書に医療機関の証明を受けるか、領収書を添付して提出する。 ・支給日 随時支払い</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【対象者】 同左</p> <p>上記に定める寡婦家庭の世帯主は、健康保険証の被保険者で60歳以上70歳未満でかつて、母子家庭であった者 (寡婦)</p> <p>【所得制限】 同左</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 町 1/2 ※寡婦に関しては月2,000円を越える医療費に対して町単独で補助する。</p> <p>【助成額】 保険内診療分の全額</p> <p>【受給者数】 75世帯 (190人) 母子世帯・・・64世帯 (160人) 父子世帯・・・10世帯 (28人) 父母のいない世帯・・・1世帯 (2人)</p> <p>【平成14年度助成額】 484件 1,431,046円 町単独補助 (寡婦) 120件 623,420円</p> <p>【平成14年度県補助金額】 715,000円</p> <p>【申請手順】 ひとり親家庭医療費助成申請書に医療機関の証明を受けるか、領収書を添付して提出する。 ・支給日 随時振込</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	ひとり親家庭等医療費助成事業
調整の内容	2 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>【対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで にある児童又は20歳未満で児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する程度の障害にある児童を監護しているひとり親家庭の母又は父及びその児童</p> <p>【所得制限】 児童扶養手当の一部支給制限</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 町 1/2</p> <p>【助成額】 保険内診療分の全額</p> <p>【受給者数】 46世帯 (123人) 母子世帯・・・ 39世帯 (102人) 父子世帯・・・ 7世帯 (21人)</p> <p>【平成14年度助成額】 168件 1,417,979円</p> <p>【平成14年度県補助金額】 708,000円</p> <p>【申請手順】 ひとり親家庭医療費助成申請書に医療機関の証明を受けるか、領収書を添付して提出する。 ・支給日 毎月末振込</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【対象者】 同左</p> <p>【所得制限】 同左</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 町 1/2</p> <p>【助成額】 保険内診療分の全額</p> <p>【受給者数】 269世帯 (686人) 母子世帯・・・ 253世帯 (651人) 父子世帯・・・ 12世帯 (31人) 父母のいない世帯・・・ 4世帯 (4人)</p> <p>【平成14年度助成額】 2,676件 7,999,445円</p> <p>【平成14年度県補助金額】 3,999,000円</p> <p>【申請手順】 ひとり親家庭医療費助成申請書に医療機関の証明を受けるか、領収書を添付して提出する。 ・支給日 毎月末振込</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【対象者】 同左</p> <p>【所得制限】 同左</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 町 1/2</p> <p>【助成額】 保険内診療分の全額</p> <p>【受給者数】 34世帯 (79人) 母子世帯・・・ 34世帯 (79人) 父子世帯・・・ 0世帯 (0人)</p> <p>【平成14年度助成額】 210件 776,130円</p> <p>【平成14年度県補助金額】 388,000円</p> <p>【申請手順】 ひとり親家庭医療費助成申請書に医療機関の証明を受けるか、領収書を添付して提出する。 ・支給日 毎月10日支払い</p>	<p>ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	児童養育手当等助成事業
調整の内容	3 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【事業名称】 父子手当支給事業</p> <p>【事業目的】 母と生計を同じくしていない児童について国分市父子手当を支給することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【支給要件】 毎年7月1日に国分市に住所を有し次の各号のいずれかに該当する児童を監護している父に対し支給する。 (1)母が死亡した児童 (2)父母が婚姻を解消した児童 (3)母が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第3号別表に定める障害にある児童 (4)母の生死が1年以上にわたり明らかでない児童 (5)母から引き続き1年以上遺棄されている児童 (6)母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (7)第4号から第6号までの児童に準ずる児童で市長が特に必要と認める児童</p> <p>【手当の額】 手当の額は、年額 20,000円とする。児童が2人以上であるときはその児童のうち一人を除いた児童一人につき年額10,000円を加算する。</p> <p>【H14支給件数・金額】 支給件数 31件 金額 770,000円</p> <p>【事業名称】 出生祝金支給事業</p> <p>【事業目的】 次代を担う子どもの出生を祝福するとともに、その健やかな成長を願って、出生祝金を贈り、もって健康で明るいまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>【支給要件】 出産前に2人以上の児童（18歳未満の者をいう。ただし、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）を養育している者で、これらの児童に加えて当該出産により出生した子（以下第3子以降出生子）を養育することとなった者。ただし、当該出産日を含む前後において引続き1年以上本市に住所を有し、同一世帯に引き続き養育されている者とする。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【事業名称】 父子手当支給事業</p> <p>【事業目的】 母のいない児童を養育している世帯に児童養育手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに児童の心身の健やかな成長を図ること</p> <p>【支給要件】 牧園町に4月1日現在住所を有し、かつ1月1日以前から引き続き3ヶ月以上居住し、次の各号のいずれかに該当する児童の父が、その児童を監護するとき、又は父がないか若しくは父が監護しない場合において、当該児童の父以外の者がその児童を養育するときはその父又はその養育者に対し手当を支給する。 (1)母が死亡した児童 (2)父母が婚姻を解消した児童 (3)母が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第3号別表に定める障害にある児童 (4)母の生死が1年以上にわたり明らかでない児童 (5)母から引き続き1年以上遺棄されている児童 (6)母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 前項の規定にかかわらず支給日現在において、本町内に住所を有しない児童については手当を支給しない。</p> <p>【手当の額】 手当の額は、年額 20,000円とする。児童が2人以上であるときは、その児童のうち一人を除いた児童一人につき年額10,000円を加算する。</p> <p>【H14支給件数・金額】</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【手当の額】 第3子以降出生子につき 100,000円</p> <p>【H14支給件数・金額】 支給件数 82件 金額 8,200,000円</p> <p>【事業名称】 国分市児童福祉手当支給事業</p> <p>【事業目的】 児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【支給対象】 毎年5月5日こどもの日に国分市に住所を有し、4人以上の義務教育修了前(中学生以下)の児童を扶養している保護者。</p> <p>【支給額】 3人を超える児童1人につき年額 10,000円</p> <p>【支給の制限】 児童の扶養を怠っていると認められる時、条例または条例による規則に違反した時は、手当を支給しないことができる。</p> <p>【事務手順】 申請書受付。(新規申請、認定事項変更届)書類審査し認定、支給決定通知書を送付し口座へ振り込む。</p> <p>【平成14年度件数・支給額】 件数 106件 支給額 1,280,000円</p>			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	児童養育手当等助成事業
調整の内容	3 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【事業名称】 父子世帯児童養育手当支給事業</p> <p>【事業目的】 母と生計を同じくしていない父子世帯児童の心身のすこやかな成長を図るため父子福祉手当を支給することを目的とする。</p> <p>【支給要件】 義務教育終了前の児童を監護し、かつ本町に引き続き6ヶ月以上住所を有するときその父に対し手当を支給する。</p> <p>(1)母が死亡した児童 (2)父母が婚姻を解消した児童 (3)母の生死が1年以上にわたり不明の児童 (4)母から引き続き1年以上遺棄されている児童</p> <p>【手当の額】 手当の額は児童1人につき年額13,000円ただし、児童2人以上の場合は、第2子から1人年額3,000円を加算する。</p> <p>【H14支給件数・金額】 支給件数 13件 金額 190,000円</p>	<p>【事業名称】 児童養育手当支給事業</p> <p>【事業目的】 災害遺児世帯及び児童を養育している父子世帯に児童養育手当を支給することにより、児童の心身の健やかな成長を図る。</p> <p>【支給要件】 手当は、児童及び保護者が本町に引き続き1年以上住所を有する者に支給する。</p> <p>(1)母が死亡し父が養育している児童 (2)父母が婚姻を解消したため父が養育している児童 (3)6ヶ月以上母の生死が明らかでない児童 (4)6ヶ月以上母が病気療養のため入院している児童 (5)6ヶ月以上母が児童扶養手当法に規定する障害の状態にある者の児童</p> <p>【手当の額】 手当の額は、年額 12,000円とする。2人以上は、12,000円に1人増すごとに5,000円を加算した額</p> <p>【H14支給件数・金額】 支給件数 49件 金額 490,000円</p>	<p>該当なし</p>	<p>児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	チャイルドシート貸出等に関する事業
調整の内容	4 チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的・現状】 チャイルドシートの装着が義務づけられ購入までの経済的な負担を軽減するため6ヶ月間（2ヶ月の延長可）を限度に貸出している。現状は当初の目的と異なり、長期休暇時に祖父母らが一時的に利用することが多い。</p> <p>【助成対象者】 市内に住所を有する者</p> <p>【事業費】 事業開始時に備品購入費 1,661,100円 以降は、保険料（年額） 9,100円</p> <p>【平成14年度実績】 112件</p>	<p>【目的・現状】 チャイルドシートの着用が法制化されたことに伴い、将来の担い手である子供を交通事故から守るとともに、少子化対策の一環としてチャイルドシート購入費用の一部を補助する。</p> <p>【助成対象者】 (1) 町内に住所を有する6歳未満の乳幼児を養育する者でチャイルドシート（日本工業規格の製品で国土交通大臣が認定したもの）を購入した者 (2) 前号の規定により購入し必要でなくなったチャイルドシート（ジュニアシートを除く）を他の保護者に無償で譲り渡した者</p> <p>【助成金額】 乳幼児1人あたり1台に限り購入価格（消費税を含む）の2分の1を助成。ただし上限は1万円。無償譲渡の場合は、購入時の助成額の2分の1（上限は5,000円）</p> <p>【平成14年度実績】 申請件数 26件 助成額 233千円 ※ 平成16年度末をもって事業終了</p>	<p>【目的・現状】 チャイルドシートの装着が義務づけられ、乳幼児の交通安全と家庭の経済的負担を軽減するため、購入までの間や帰省中及び長期休暇等、必要な場合に一週間を限度に無料で貸出している。 利用状況は、主に帰省中時の利用が多い。</p> <p>【助成対象者】 町内に住所を有する者</p> <p>【事業】 吉松・栗野・牧園・横川4町交通安全対策協議会(予算)で一括共同購入し、人口割等により各町に配布。</p> <p>【平成14年度実績】 毎年、約20件位の利用である。</p>	<p>【目的・現状】 チャイルドシートの装着が義務づけられ、乳幼児の交通安全と家庭の経済的負担を軽減するため、購入までの間や帰省中及び長期休暇等、必要な場合に一週間を限度に無料で貸出している。 利用状況は、主に帰省中時の利用が多い。</p> <p>【助成対象者】 町内に住所を有する者</p> <p>【事業】 吉松・栗野・牧園・横川4町交通安全対策協議会(予算)で一括共同購入し、人口割等により各町に配布。</p> <p>【平成14年度実績】 29件</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	チャイルドシート貸出等に関する事業
調整の内容	4 チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的・現状】 チャイルドシートの装着が義務づけられ、購入までの経済的な負担を軽減するため、3か月間（更新可）無料貸出している。 現状は当初の目的と異なり、長期休暇時に祖父母らが一時的に利用することが多い。 国分警察署関連団体より貸与（全5台）を受けて実施している。</p> <p>【助成対象者】 町内に住所を有する者</p> <p>【事業費】 備品購入費 0円 保険料等 0円</p> <p>【平成14年度実績】 15年度 20件（15年度から実施）</p>	<p>【目的・現状】 道路交通法の改正により、チャイルドシートの着用が義務付けられことに伴い将来の担い手である児童を交通事故から守るとともに、少子化対策の一環としてチャイルドシートの着用の普及・活用意識を図る。</p> <p>【助成対象者】 町内に1年以上住所を有する世帯 6才未満の児童を扶養している世帯 当該年度の町民税が非課税世帯 ひとり親の世帯</p> <p>【補助額】 一世帯につき一回かぎり10,000円を限度に、購入費の2分の1以内</p> <p>【平成14年度実績】 0件 ※ 平成16年度末をもって事業終了</p>	<p>該当なし</p>	<p>チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐ。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	次世代育成支援対策推進事業
調整の内容	5 次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 次世代育成に関する地方公共団体の行動計画を策定することにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資する。</p>	<p>【目的】 同左</p>	<p>【目的】 同左</p>	<p>【目的】 同左</p>
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 次世代育成に関する地方公共団体の行動計画を策定することにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資する。</p>	<p>【目的】 同左</p>	<p>【目的】 同左</p>	<p>次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業	関係項目	家庭児童相談室設置事業
調整の内容	6 家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化する。 【児童相談員】 2名</p>	該当なし	該当なし	該当なし
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	該当なし	該当なし	家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

児童扶養手当法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第三条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

(支給要件)

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父が死亡した児童
- 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 四 父の生死が明らかでない児童
- 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

児童扶養手当法施行令

(法第3条第1項及び第4条第1項第3号の政令で定める程度の障害の状態)

第一条 児童扶養手当法（以下「法」という。）第3条第1項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

別表第一（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 四 そしやくの機能を欠くもの
 - 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 九 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

児童福祉事業 先進事例

指宿地区4市町合併協議会（鹿児島県）

児童母子福祉事業（国・県の制度に基づくもの）

○国・県の制度に基づく事業

国・県の制度に準じて実施している事業については、国・県の基準に準じて調整する。

- 1 現行のとおり新市に引き継ぐもの
身体障害児補装具給付事業、重度障害児日常生活用具給付等事業及びひとり親家庭医療費助成事業
 - 2 国・県の基準に準じて調整するもの
母親クラブ事業
- 児童母子福祉事業（市町単独事業）
- 1 現行のとおり新市に引き継ぐもの
障害児通園事業、療育センター建設事業費負担金(但し、指宿市、山川町、穎娃町及び開聞町に係る分)、公立保育所、児童館
 - 2 合併までに調整するもの
療育センター建設事業費負担金(喜入町に係る分)
 - 3 新市において検討、調整するもの
保育所への補助、園児検便等検査料補助
 - 4 指宿市の制度を適用するもの
育児手当、家庭児童相談事業、父子手当、婦人保護事業、母子寡婦福祉資、金貸付事業、母子生活支援施設助産施設・乳児院入所事業
 - 5 穎娃町の制度を適用するもの
児童出生祝金
 - 6 開聞町の制度を適用するもの
遺児年金支給事業

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

- 1 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。
- 2 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 3 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 6 保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後速やかに調整する。
- 9 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 10 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。
- 11 育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 12 認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。
- 13 乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。

亀山市・関町合併協議会（三重県）

- 1 チビッ子広場遊具設置事業、子供の遊び場新設（改修）事業及び一人親家庭福祉事業については、関町の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- 3 家庭相談員設置事業、交通遺児援護金支給事業及び公立保育所保育事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- 4 保育園児通園補助事業については、合併後新市において調整する。
- 5 児童育成計画については、合併後3年を目途に新市において新たに策定する。
- 6 児童手当支給事業（市町単独）については、関町の例により新市に引き継ぐ。

海部下灘合併協議会（徳島県）

- 1 児童福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。
 - (1) 国又は県が定める制度については、3町において差異はないので現行どおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 国又は県が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 母子生活支援施設の管理運営については、新町に引き継ぐものとする。
- 3 母子保健計画については、新町において新たに策定するものとする。
- 4 次世代育成支援対策市町村行動計画については、新町において平成17年4月1日からスタートできるよう3町で計画を策定するものとする。

児童福祉事業【保育所】の取扱いについて(協定項目25-13-②)

児童福祉事業【保育所】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整する。
- 2 乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 3 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育(開所・閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。
- 4 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。
- 6 特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。
- 7 特別保育事業(一時保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。
- 8 特別保育事業(乳児保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 9 特別保育事業(保育所地域活動事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 10 特別保育事業(休日保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 11 特別保育事業(地域子育て支援センター事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 12 特別保育事業(家庭支援推進保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

平成16年1月15日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会 調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い(児童福祉事業【保育所】)							関係項目	総括表
基本調整方針		<p>○国又は県等の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>○保育料(減免を含む。)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に新市において速やかに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。</p>								
項目		事業実施市町							調整の具体的内容	備考 国・県制度 (事業)
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		
1	放課後児童クラブ	○	○	○	○	○	○	○	放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整する。	※
2	乳幼児健康支援一時預かり事業							○	乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。	※
3	公立保育所運営事業	○		○	○			○	公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育(開所・閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。	※
4	民間保育所運営事業	○	○	○	○	○	○	○	民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	※
5	保育料(減免を含む。)	○	○	○	○	○	○	○	保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。	
6	延長保育促進事業	○	○	○	○			○	特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。	※
7	一時保育促進事業	○	○					○	特別保育事業(一時保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。	※
8	特別保育事業 乳児保育促進事業	○	○						特別保育事業(乳児保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。	※
9	保育所地域活動事業	○	○	○				○	特別保育事業(保育所地域活動事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。	※
10	休日保育事業		○						特別保育事業(休日保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。	※
11	地域子育て支援センター事業		○	○				○	特別保育事業(地域子育て支援センター事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。	※
12	家庭支援推進保育事業							○	特別保育事業(家庭支援推進保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。	※

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	放課後児童クラブ
調整の内容	1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
放課後児童クラブ	<p>【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。放課後児童の衛生・安全を確保するため放課後児童クラブ・認可外保育施設に従事する者の健康診断料の補助をおこなうことで、その徹底を図る。</p> <p>《放課後児童クラブ》 すべて公設民営(国庫補助対象事業)</p> <p>【平成15年度実施状況】 10人～19人 1ヶ所(休日・長時間加算) (14年度開設) 20人～35人 2ヶ所(休日2・長時間1加算) 36人～70人 1ヶ所(休日・長時間加算)</p> <p>【14年度実績】 国庫補助基準額に加え、市単独補助を行なう 計6,600,000円 内訳 2,200,000円×3ヶ所 1,200,000円(国縣市1/3) 1,000,000円(市単独補助額)</p> <p>《放課後児童等の衛生・安全対策事業》 【14年度実績】 4ヶ所 7,480円</p> <p>【保護者負担金】 6,500円～7,500円 2子以降の減額制度あり</p>	<p>【目的】 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として、児童の健全育成の向上を図る。</p> <p>《放課後児童クラブ》 民立民営(国庫補助対象事業)</p> <p>【平成15年度実施状況】 1カ所 10人～19人(土日、長時間加算)</p> <p>【運営】 高陵寺保育園に委託</p> <p>【平成14年度実績】 国庫補助基準額に準ずる。 1,515,000円</p> <p>【保護者負担金】 1月5,000円</p>	<p>【目的】 就労等のため昼間、家庭に保護者のいない概ね10歳未満の小学校児童に対し、授業終了後(土曜日・夏休み等は朝から1日)に適切な遊び・学習・生活の場を与え、児童の健全育成を図る。</p> <p>《横川町放課後児童クラブ》H15年4月開設 公設公営 国庫補助事業 (10人～19人,年間281日以上開設,土日祭日開設加算,補助基準額963,000円,土日祭日開設加算220,000円,経費負担割合国・県・町各1/3) 開所時間 平日14:00～18:00 土曜 8:30～18:00 夏休暇等8:00～18:00 利用料 児童1人当月5,000円</p> <p>《至宝学童クラブ》S62年4月開設 公設民営 町単独事業 安良保育園に委託(年間委託料600,000円 利用児童数8名) 開所時間 平日13:00～18:00 土曜8:00～18:00 夏休暇等8:00～18:00 利用料 児童1人当 月5,000円</p>	<p>【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>《放課後児童クラブ》 すべて公設民営(国庫補助対象事業)</p> <p>【15年度実施状況】 10人～19人 2ヶ所(土日祝日開設加算)</p> <p>【14年度実績】 1,200,000円 1ヶ所(国縣市1/3) (14年度4月開設) 10人～19人 1ヶ所(土日祝日開設加算)</p> <p>【保護者負担金】 ・放課後児童クラブ『わんぱくランド』(開始13年4月) 対象児童 高千穂校区,及び町内の希望する児童 月曜日～金曜日 250円 土・春・夏・冬休み 1日600円 半日400円</p> <p>・牧園にこここ学童クラブ(開始14年7月) 対象児童 牧園校区,及び町内の希望する児童 基本月額4,500円 月曜日～金曜日300円 土・春・夏・冬休み1日500円 半日扱いなし、その他 日割り適用</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	放課後児童クラブ
調整の内容	1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
放課後児童クラブ	<p>【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>《放課後児童クラブ》 すべて公設民営(国庫補助対象事業)</p> <p>【15年度実施状況】 10人～19人 3ヶ所(休日加算) 委託額 1,183,000円×3ヶ所(国県町1/3)</p> <p>【14年度実績】 国庫補助基準額に準じた委託(1ヶ所は当初委託額と国庫補助が異なり町単補助) 計 3,505,000円 内訳 1,200,000円×2ヶ所 (国県町1/3:基本額+休日加算) 1,105,000円×1ヶ所 (国県町1/3:基本額+町単)</p> <p>《放課後児童等の衛生・安全対策事業》 【14年度実績】なし</p> <p>【保護者負担金】 2,500円/月・児童1人一律(但し長期休業中は増額) 国県補助を受けており、県に毎年協議し事業認定された上で補助申請を提出</p> <p>【経費負担】 事業費 3,505,000円(平成14年度実績)</p>	<p>【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。また、放課後児童の衛生・安全を確保するため放課後児童クラブ・認可外保育施設に従事する者の健康診断料の補助を行なうことで、その徹底を図る。</p> <p>《放課後児童クラブ》 公設民営2ヶ所(国庫補助対象事業) 民設民営1ヶ所(国庫補助対象事業)(H15より開設)</p> <p>【15年度実施状況】 10人～19人…3ヶ所(休日・長時間加算)</p> <p>【14年度実績】 国庫補助基準額に加え、町単補助を行なう。 計3,630,000円 内訳 1,815,000円×2ヶ所 1,515,000円(国県町1/3) 300,000円(町単補助額)</p> <p>《放課後児童等の衛生・安全対策事業》 【14年度実績】2ヶ所 21,000円</p> <p>【保護者負担金】 富隈児童クラブ 7,000円/月 宮内児童クラブ 7,000円/月 日当山児童クラブ 10,000円/月</p>	<p>【目的】 児童の少ない地域における就労と子育ての両立を図るとともに児童の健全育成に資するため、昼間家庭に保護者のいない小学校低学年の児童等を預かり遊びを主とする健全育成活動を行なうことを目的とする。</p> <p>町の区域内に居住する昼間家庭に保護者のいない小学校1年生から3年生までの児童その他健全育成上指導が必要な児童を対象とする。</p> <p>【委託先】 名称:牧之原児童クラブ(のびのび) 開設年:平成13年4月(自主事業) 平成14年度(国庫補助事業認定)</p> <p>【平成14年度実績】 委託料1,751,000円(土日開設加算含む) 平成15年4月1日現在、登録児童数35名 開設日数:午後1時から6時(月～土)</p> <p>【保護者負担金】 月額5,000円</p>	<p>放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	乳幼児健康支援一時預かり事業
調整の内容	2 乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
乳幼児健康支援一時預かり事業	該当なし	<p>【目的】 現に保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。</p> <p>【概要】 保育所に通所している児童等であって、病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童が対象となる。</p> <p>【実施施設名】 かわの小児科</p> <p>【経費負担】 補助額 3,440,806円 県補助 2/3 2,293,000円 町単独分 367,166円</p> <p>【14年度実績】 平成15年度より開設</p>	該当なし	乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	公立保育所運営事業
調整の内容	3 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育(開所・閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
公立保育所運営事業	<p>【保育所数】 公立6ヶ所 重久保育園60名、清水保育園90名 国分西保育園90名、東国分保育園110名 下井保育園60名、敷根保育園60名</p> <p>【保育時間】 原則8:15～17:00 延長保育7:15～19:00</p> <p>【職員数】 保育士53名(正規24名 臨時29名) 調理員15名(正規5名 臨時10名)</p> <p>【クラス】 重久保育園 0・1・2歳児, 3歳児, 4・5歳児 清水保育園 1・2歳児以外は各年齢ごと 国分西保育園 1・2歳児以外は各年齢ごと 東国分保育園 各年齢ごと 下井保育園 0・1・2歳児, 3・4・5歳児 敷根保育園 0・1・3歳児, 3歳児, 4・5歳児</p> <p>【施設管理】 国分西保育園のS53年築以外は、S49からS53年にかけて改築(国分西保育園と東国分保育園以外は下水道工事未完了)</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 276,329,830円 国の徴収基準額 80,625,480円 調定額 69,646,440円</p> <p>【電算システム】 平成5年4月稼働 保育管理 収納 支弁台帳</p>	<p>該当なし</p>	<p>【保育所数】 公立2ヶ所 横川保育所 定員90名 佐々木保育所 定員20名</p> <p>【保育時間】 横川保育所 原則8:30～17:15 (延長保育7:30～19:00) 佐々木保育所 原則8:30～17:15 (延長保育7:30～18:00)</p> <p>【職員数】 横川保育所 所長1名 保育士14名(正規1名 臨時13名) 栄養士1名(臨時) 調理員1名(臨時) 事務員1名(臨時) 佐々木保育所 所長1名 保育士3名(臨時) 調理員1名(臨時)</p> <p>【クラス】 横川保育所 0歳・1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 佐々木保育所 0歳・1歳・2歳児 3歳・4歳 5歳児</p> <p>【施設管理】 横川保育所 S53年建築 佐々木保育所 S48年建築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 159,649,613円 国の徴収基準額 30,757,750円 調定額 19,174,790円</p> <p>【電算システム】 平成10年6月稼働 児童管理 収納 支弁台帳</p>	<p>【保育所数】 公立3ヶ所 高千穂保育所 定員90名 中津川保育所 定員45名 牧園保育所 定員40名</p> <p>【保育時間】 平日 原則(8:00～16:30) 開所 閉所(7:30～18:00)</p> <p>【職員数】 所長1名(3園兼務) 保育士16名(正規10名 臨時6名) 調理員4名(準職2名 臨時2名)</p> <p>【クラス】 高千穂保育所 0,1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 中津川保育所 1,2,3歳児 4歳児 5歳児 牧園保育所 0,1歳児 2,3歳児 4,5歳児(4歳児障害児入所1名)</p> <p>【施設管理】 牧園保育所 S51年建築 高千穂保育所 H7年新築 中津川保育所 H5年新築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 89,316,230円 国の徴収基準額 30,561,090円 調定額 7,834,200円</p> <p>【電算システム】 平成11年4月稼働 児童管理 収納 支弁台帳</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	公立保育所運営事業
調整の内容	3 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育(開所・閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
公立保育所運営事業	該当なし	<p>【保育所数】 公立1ヶ所 隼人保育所135名</p> <p>【保育時間】 原則 7:00~18:00 延長保育18:00~18:30</p> <p>【職員数】 所長1名 保育士14名(正規6名 臨時8名) 調理員2名(正規1名 臨時1名) 事務員1名</p> <p>【クラス】 隼人保育所 0・1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児</p> <p>【施設管理】 隼人保育所 S55年建築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 79,810,070円 国の徴収基準額 33,138,140円 調定額 24,282,230円</p> <p>【電算システム】 昭和63年4月稼働 保育管理 収納</p>	該当なし	公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育(開所・閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	民間保育所運営事業
調整の内容	4 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
民間保育所運営事業	<p>【保育所数】 私立4ヶ所 ひかり保育園149名 新光保育園90名 浄光保育園90名 ドリ-ム保育園60名</p> <p>【保育時間】 原則7:00～18:00 延長保育7:00～19:00 (ドリ-ム保育園は20:00)</p> <p>【職員数】 保育士67名(正規38名 臨時29名) 調理員10名(正規 3名 臨時7名)</p> <p>【クラス】 ひかり保育園 各年齢ごと (4歳児は2クラス) 分園 1・2歳児、3歳児 新光保育園 各年齢ごと 浄光保育園 各年齢ごと (1歳児に1部2歳児) ドリ-ム保育園 0歳児、1歳児、2歳児、3・4・5歳児(2クラス)</p> <p>【施設管理】 ひかり保育園 S59年築 新光保育園 現在建替中 浄光保育園 S58年築 ドリ-ム保育園 H14年築 (ひかり保育園以外は下水道工事未完了)</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 284,574,800円 国の徴収基準額 102,659,020円 調定額 85,485,310円</p> <p>【電算システム】 平成5年4月稼働 保育管理 収納 支弁台帳</p>	<p>【保育所数】 私立4ヶ所 白蓮保育園定員45名 高陵寺保育園定員60名 照明保育園定員90名 心悅保育園定員90名</p> <p>【保育時間】 原則7:00～18:00 延長保育7:00～19:00</p> <p>【職員数】 保育士45名(正規38名・臨時7名) 調理員5名</p> <p>【クラス】 各保育園 各年齢ごと</p> <p>【施設管理】 白蓮保育園 H7年園舎改修 高陵寺保育園 H5年新園舎築 照明保育園 H7年園舎増築 新悦保育園 H15年園舎増築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 267,933,430円 国の徴収基準額 79,085,980円 調定額 49,253,550円</p> <p>【電算システム】 平成14年稼働 保育管理 収納 支弁台帳</p>	<p>【保育所数】 私立1ヶ所 安良保育園 定員60名</p> <p>【保育時間】 7:30～18:00</p> <p>【職員数】 園長1名、保育士13名(正規10名、臨時3名)、栄養士1名(正規)、調理員等2名(臨時)</p> <p>【クラス】 0歳・1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児 それぞれ1クラス</p> <p>【施設管理】 安良保育園 59年築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 61,162,640円 国の徴収基準額 13,858,570円 調定額 11,652,620円</p> <p>【電算システム】 平成10年6月稼働 児童管理 収納 支弁台帳</p>	<p>【保育所数】 私立1ヶ所 薫染保育園 定員45名</p> <p>【保育時間】 平日原則7:00～18:00 延長保育7:00～19:00</p> <p>【職員数】 園長1名、副園長1名、保育士13名(正規7名 臨時6名)、調理員1名(正規 1名)</p> <p>【クラス】 0・1歳児、2歳児、3歳児、4・5歳児</p> <p>【施設管理】 薫染保育園 S25年築 S37年増築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 43,110,890円 国の徴収基準額 10,962,020円 調定額 7,834,200円</p> <p>【電算システム】 平成11年4月稼働 児童管理 収納 支弁台帳</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	民間保育所運営事業
調整の内容	4 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
民間保育所運営事業	<p>【保育所数】 私立3ヶ所 大窪保育園45名、霧島保育園60名 すめら保育園20名</p> <p>【保育時間】 原則 7:30～18:00 延長保育(自主事業)7:30～19:00</p> <p>【職員数】 大窪保育園 保育士8名 調理員3名 霧島保育園 保育士13名 調理員2名 すめら保育園 保育士5名 調理員1名</p> <p>【クラス】 大窪保育園 各年齢ごと (4歳児は2クラス) 霧島保育園 1・2歳児、3歳児 すめら保育園 各年齢ごと</p> <p>【施設管理】 大窪保育園 S51年築 霧島保育園 S49年築 すめら保育園 S51年築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 99,631,500円 国の徴収基準額 27,424,820円 調定額 19,264,860円</p> <p>【電算システム】 平成15年4月稼働 保育管理 収納 支弁台帳</p>	<p>【保育所数】 私立4ヶ所 クローバー保育園120名 宮内保育園60名 日当山保育園80名 松永保育園90名</p> <p>【保育時間】 原則7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00 宮内保育園は7:30～18:00 松永保育園は7:30～18:15</p> <p>【職員数】 保育士53名(正規44名 臨時9名) 調理員10名(正規7名 臨時3名)</p> <p>【クラス】 各保育園 各年齢ごと</p> <p>【施設管理】 クローバー保育園 S52年築 宮内保育園 S40年築 日当山保育園 S60年築 松永保育園 S62年築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁額 346,288,000円 国の徴収基準額 111,001,610円 調定額 92,672,490円</p> <p>【電算システム】 昭和63年4月稼働 保育管理 収納</p>	<p>【保育所数】 私立1ヶ所 牧之原保育園 定員120名</p> <p>【保育時間】 原則7:30～18:00(月～土) 延長(自主事業) 7:00～7:30 18:00～19:00</p> <p>【職員数】 保育士20名 調理員3名</p> <p>【クラス】 5歳児(さくら組)4歳児(きく組) 3歳児(うめ組)2歳児(もも組) 1歳児(はな組)0歳児(つぼみ組)</p> <p>【施設管理】 牧之原保育園 S55年築</p> <p>【支出負担】平成14年度 運営費支弁費総額 98,008,230円 国の徴収基準額 33,369,640円 調定額 20,473,400円</p> <p>【電算システム】 平成13年度稼働 保育管理 収納 支弁台帳</p>	<p>民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-13 児童福祉事業の取扱い(保育所)	関係項目	保育料
調整の内容	5 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。		

項目		国分市			溝辺町			横川町				牧園町			
階層区分		階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	B	市町村民税非課税世帯	7,500円	5,500円	前年度の市町村民税非課税世帯(母子世帯等) 前年度の市町村民税非課税世帯	0円	0円	前年度の市町村民税非課税世帯(母子世帯等) 前年度の市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	市町村民税非課税世帯	8,000円	6,000円	
第3階層	C1	均等割額の額のみ の世帯	16,000円	13,000円	均等割のみ	12,000円	9,000円	市町村民税課税世帯(母子世帯等)	10,700円	8,900円	8,900円	市町村民税課税世帯	19,000円	16,000円	
	C2	所得割の額のある 世帯	19,000円	16,000円	所得割の額が 5,000円未満	13,000円	10,000円	市町村民税課税世帯	11,700円	9,900円	9,900円				
	C3				所得割の額が 5,000円以上	14,000円	11,000円								
第4階層 ～ 7階層	D1	13,600円未満	25,000円	22,000円	3,000円未満	16,000円	12,000円	64,000円未満	18,000円	16,200円	16,200円	64,000円未満	27,000円	23,000円	
	D2	13,600円以上 40,000円未満	27,500円	24,500円	3,000円以上 10,000円未満	17,000円	13,000円	64,000円以上 160,000円未満	26,700円	24,900円	22,400円	64,000円以上 160,000円未満	28,000円	23,000円	
	D3	40,000円以上 64,000円未満	30,000円	27,000円	10,000円以上 17,000円未満	18,000円	15,000円	160,000円以上 408,000円未満	36,600円	26,200円	22,400円	160,000円以上 408,000円未満	28,000円	23,000円	
	D4	64,000円以上 112,000円未満	37,000円	30,000円	17,000円以上 64,000円未満	20,000円	17,000円	408,000円以上	48,000円	26,200円	22,400円	408,000円以上	28,000円	23,000円	
	D5	112,000円以上 160,000円未満	44,500円	30,000円	64,000円以上 80,000円未満	22,000円	19,000円								
	D6	160,000円以上 408,000円未満	49,650円	30,000円	80,000円以上 110,000円未満	29,000円	24,000円								
	D7	408,000円以上	49,650円	30,000円	110,000円以上 160,000円未満	32,000円	27,000円								
	D8				160,000円以上 280,000円未満	36,000円	32,000円								
	D9				280,000円以上 408,000円未満										
	D10				408,000円以上										
D11															
D12															

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-13 児童福祉事業の取扱い(保育所)	関係項目	保育料
調整の内容	5 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。		

項目		霧島町			隼人町			福山町			調整の具体的内容	
階層区分		階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳以上児	保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。
第1階層	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	B	市町村民税非課税世帯	8,000円	6,000円	市町村民税非課税世帯	8,000円	6,000円	6,000円	市町村民税非課税世帯	2,200円	1,500円	
第3階層	C1	市町村民税課税世帯	18,000円	15,000円	均等割の額のみ の世帯	15,000円	12,000円	12,000円	均等割のみ (所得割の額のない世帯)	9,000円	6,100円	
	C2				所得割の額のある 世帯	19,500円	16,500円	16,500円	所得割の額が 5,000円未満	10,200円	7,300円	
	C3								所得割の額が 5,000円以上	11,700円	8,700円	
第4階層 ～ 7階層	D1	64,000円未満	26,000円	23,000円	64,000円未満	26,000円	24,000円	23,000円	2,000円未満	12,700円	9,800円	
	D2	64,000円以上 160,000円未満	28,000円	25,000円	64,000円以上 88,000円未満	32,000円	28,000円	27,000円	2,000円以上9,000 円未満	14,900円	12,000円	
	D3	160,000円以上 408,000円未満	35,000円	30,000円	88,000円以上 124,000円未満	38,000円	32,000円	28,680円	9,000円以上 17,000円未満	17,900円	14,900円	
	D4	408,000円以上	35,000円	30,000円	124,000円以上 160,000円未満	42,000円	34,850円	28,680円	17,000円以上 50,000円未満	21,100円	17,600円	
	D5				160,000円以上 408,000円未満	45,500円	34,850円	28,680円	50,000円以上 80,000円未満	24,300円	20,300円	
	D6				408,000円以上	49,000円	34,850円	28,680円	80,000円以上 110,000円未満	27,600円	23,000円	
	D7								110,000円以上 140,000円未満	35,000円	30,000円	
	D8								140,000円以上 170,000円未満			
	D9								170,000円以上 200,000円未満			
	D10								200,000円以上 250,000円未満			
D11								250,000円以上 510,000円未満				
D12								510,000円以上				

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	保育料(減免を含む。)
調整の内容	5 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
保育料(減免を含む。)	<p>【減免】</p> <p>1家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合。1割免除・3カ月間</p> <p>2住居が半壊又は半焼した場合。注(1)半額免除・6カ月間</p> <p>3住居が全壊又は全焼した場合。注(2)全額免除・6カ月間</p> <p>注(1)・(2)については、6ヶ月経過後に復旧のめどがついていない場合、本人の申し出により最大6ヶ月の延長ができる。</p> <p>4専業農家で被災により、収入が例年の半分以下になると見込まれる場合。全額免除・申請月からその年度末まで</p> <p>5継続した1ヶ月以上の病気及び負傷の場合。全額免除・発病して1ヶ月経過した日の属する月から、治癒した日の属する月まで</p>	<p>【減免】</p> <p>町長が必要と認める者に対し、保護者等の申請に基づき、保育料を減免することができる。</p> <p>(1)保護者等が災害を受け又は死亡、疾病等により、保育料を納入することが困難となったとき。</p> <p>(2)前号に掲げる場合のほか、町長が特別の理由があると認めたとき。</p>	<p>【減免】</p> <p>町長は、次の各号の一に該当する者のうち、町長が必要と認める者に対し保護者等の申請に基づき、保育料を減免することができる。</p> <p>(1)保護者等が火災、風水害等により死亡、または疾病等により保育料を納入することが困難となったとき。</p> <p>(2)その他、町長が特別の理由があると認めたとき。</p>	<p>【減免】</p> <p>町長が必要と認めるものに対し保護者等の申請に基づき、保育料を減免することができる。</p> <p>1保護者が火災、風水害等により死亡、疾病等により、保育料を納入することが困難となったとき。</p> <p>2その他町長が特別の理由があると認めたとき。</p>
項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
保育料(減免を含む。)	<p>【減免】</p> <p>扶養義務者が次の各号に掲げる理由により、自己負担金を納入することが困難であると認めるときには、扶養義務者の申請により当該自己負担金の額を減じ、又は免除することができる。</p> <p>(1)災害を受け又は病気にかかったとき。</p> <p>(2)死亡したとき。</p> <p>(3)前2号に掲げる場合のほか、町長が特別の理由があると認めるとき。</p>	<p>【減免】</p> <p>町長は、保護者が次の各号に掲げる理由により保育料を納入することが困難であると認めるときは、保護者の申請に基づき当該保育料を減じ、又は免除することができる。</p> <p>(1)災害を受け、又は疾病にかかり負担能力がないと認めるとき。</p> <p>(2)死亡したとき。</p> <p>(3)前2号に掲げる場合のほか、町長が特別に必要と認めるとき。</p>	<p>【減免】</p> <p>町長は、次の各号の一に該当するものうち、町長が必要と認める者に対して、保護者等の申請に基づき、保育料を減免する。</p> <p>①保護者等が火災、風水害等により死亡、疾病等により、保育料を納入することが困難となったとき。</p> <p>②その他、町長が特別の理由があると認めたとき</p>	減免制度については、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(延長保育促進事業)
調整の内容	6 特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
特別保育事業(延長保育促進事業)	<p>【目的】 延長保育に対する需要に対応し、保育所が自主的に延長保育に取り組む場合に補助を行い、児童の福祉の増進を行う。</p> <p>【概要】 11時間の開所時間の前後に、更に概ね30分以上の延長保育を行う。</p> <p>【実施保育所】 清水保育園 東国分保育園 ひかり保育園 浄光保育園</p> <p>【補助額】 清水保育園 補助額 4,828,800円 県補助額 3,621,000円 東国分保育園 補助額 4,828,800円 県補助額 3,621,000円 ひかり保育園 補助額 4,668,373円 県補助額 3,501,000円 浄光保育園 補助額 4,528,800円 県補助額 3,396,000円</p> <p>【平成14年度実績】 清水保育園 4,828,800円 48人 東国分保育園 4,828,800円 40人 ひかり保育園 4,668,373円 173人 浄光保育園 4,528,800円 177人</p> <p>【利用料】 各園1回100円(上限2,500円)非課税世帯は上限400円</p>	<p>【目的】 延長保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に延長保育に取り組む場合に補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【実施保育所】 ・11時間の開所時間の措置分 白蓮保育園 高陵寺保育園 照明保育園 心悅保育園 ・延長保育料 5人以下延長・・・白蓮保育園 6人～9人・・・照明保育園 10人～19人・・・高陵寺保育園 心悅保育園</p> <p>【補助額】 20,640,042円</p> <p>【平成14年度実績】 21,926,003円</p> <p>【利用料】 1人1日 100円 1人1月 1,000円を限度(2人目半額)</p>	<p>【目的】 延長保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に延長保育に取り組む場合に補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね30分以上の延長保育を行う保育所に市町村が補助する。</p> <p>【実施保育所】 横川保育所(後30分延長)</p> <p>【補助額】 県3/4 (県補助金3,414,000円)</p> <p>【平成14年度実績】 全体事業費 5,471,909円 (延長保育18人)</p> <p>【利用料】 ・市町村民税非課税世帯 月額500円 ・市町村民税課税世帯 月額1,500円</p>	<p>【目的】 延長保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に延長保育に取り組む場合に補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね、30分以上の延長保育を行う保育所に市町村が補助する。</p> <p>【実施保育所】 宗教法人 正福寺立 薫染保育園 開所時間 7時00分～19時00分 延長分 18時00分～19時00分</p> <p>【補助額】 1,212,000円(但し、実績払い) 負担割合 国1/2 県1/4 町1/4</p> <p>【平成14年度実績】 826,640円(該当月9ヶ月) 利用人数 5人・・・3ヶ月 6人・・・9ヶ月</p> <p>【利用料】 月1,500円</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(延長保育促進事業)
調整の内容	6 特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
特別保育事業(延長保育促進事業)	私立保育園において自主事業として取り組んでいる。補助なし	<p>【目的】 延長保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に延長保育に取り組む場合に補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 延長保育実施保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る。 11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね30分、1時間の延長保育又は平均対象児童数5人以下の延長保育を実施する。</p> <p>【実施保育所】 隼人保育所 クローバー保育園 日当山保育園</p> <p>【補助額】 隼人保育所 補助額 4,828,800円 県補助3/4 3,621,600円 クローバー保育園 補助額 5,950,800円 県補助3/4 4,463,100円 日当山保育園 補助額 5,823,600円 県補助3/4 4,367,700円</p> <p>【平成14年度実績】 隼人保育所 決算額4,828,800円 利用料0円 利用人数68人 クローバー保育園 決算額5,950,800円 利用料0円 利用人数149人 日当山保育園 決算額5,823,600円 利用料500円/月 利用人数138人</p>	私立保育園において自主事業として取り組んでいる。補助なし	特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(一時保育促進事業)
調整の内容	7 特別保育事業(一時保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
特別保育事業(一時保育促進事業)	<p>【目的】 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に一時的な保育に取り組む場合に補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 保護者の就労等により断続的に家庭保育が困難な児童、保護者の傷病、出産、介護等社会的事由により緊急・一時的に課程保育が困難な児童、保護者の育児に伴う心理、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童が対象。</p> <p>【実施保育所】 敷根保育園 ひかり保育園</p> <p>【補助額】 敷根保育園 補助額 1,016,100円 県補助額 677,000円 ひかり保育園 補助額 1,039,500円 県補助額 693,000円</p> <p>【平成14年度実績】 敷根保育園 利用料 1日1,200円 半日600円 人員 緊急・一時的90人 私的理由632人 ひかり保育園 利用料 1日1,200円 半日600円 人員 緊急・一時的122人 私的理由560人</p>	<p>【事業目的】 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に一時的な保育に取り組む場合に補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 保護者の就労等により断続的に家庭保育が困難な児童、保護者の傷病、出産、介護等社会的事由により緊急・一時的に家庭保育が困難な児童、保護者の育児に伴う心理、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童が対象。</p> <p>【実施保育所】 白蓮保育園 高陵寺保育園 照明保育園 心悅保育園</p> <p>【補助額】 2,743,200円(4園)</p> <p>【平成14年度実績】 1,413,000円(4園) 4時間以内 延べ88名 4時間以上 延べ741名</p> <p>【利用料】 3歳以上児 1人1日 1,000円 1,2歳児 1人1日 1,250円 0歳児 1人1日 1,500円 (2人目半額)</p>	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(一時保育促進事業)
調整の内容	7 特別保育事業(一時保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
特別保育事業(一時保育促進事業)	<p>私立保育園において自主事業として取り組んでいる。補助なし</p>	<p>【目的】 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に一時的な保育に取り組む場合に補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難な場合、保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合、保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要な場合が対象児童となる。</p> <p>【実施保育所】 隼人保育所</p> <p>【補助額】 補助額795,600円 県補助2/3 530,000円</p> <p>【平成14年度実績】 決算額795,600円 利用人数565人 うち勤務形態等263人 うち緊急・一時的195人 うち私的理由107人</p> <p>【利用料】 1日1,200円 半日600円 生活保護による被保護世帯 無料 昼食代200円 おやつ代100円</p>	該当なし	<p>特別保育事業(一時保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関 係 項 目	特別保育事業(乳児保育促進事業)
調整の内容	8 特別保育事業(乳児保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
特別保育事業(乳児保育促進事業)	<p>【目的】 乳児の入所については年間を通じた入所児童数の変動があるため、各々の保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう乳児保育を担当する保育士を確保しやすくすることにより、年度途中入所の需要等に対応するとともに、乳児受け入れのための環境整備を行い、乳児保育の一層の推進を図る。</p> <p>【実施保育所】 国分西保育園 東国分保育園</p> <p>【補助額】 国分西保育園 補助額 1,152,000円 県補助額 768,000円 東国分保育園 補助額 1,152,000円 県補助額 768,000円</p> <p>【平成14年度実績】 国分西保育園 1,152,000円 東国分保育園 1,152,000円</p>	<p>【事業目的】 乳児の入所については年間を通じた入所児童数の変動があることから、各々の保育園において安定的に乳児保育を実施できるよう、乳児保育を担当する保育士を確保しやすくすることにより、年度途中入所の需要等に対応するとともに、乳児保育の一層の推進を図る。</p> <p>【実施保育所】 照明保育園 心悅保育園</p> <p>【補助額】 4,574,400円(2園)</p> <p>【平成14年度実績】 2,834,247円(2園)</p>	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(乳児保育促進事業)
調整の内容	8 特別保育事業(乳児保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
特別保育事業(乳児保育促進事業)	該当なし	該当なし	該当なし	特別保育事業(乳児保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(保育所地域活動事業)
調整の内容	9 特別保育事業(保育所地域活動事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
特別保育事業(保育所地域活動事業)	<p>【目的】 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源としての保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>【事業内容】 老人福祉施設等の訪問、あるいはこれらの施設や地域のお年寄りと交流を行う。保育所分園の設置運営について一層の推進を図る。</p> <p>【実施保育所】 重久保育園 清水保育園 国分西保育園 東国分保育園 下井保育園 敷根保育園 ひかり保育園 新光保育園 浄光保育園</p> <p>【補助額】 重久保育園 補助額46,100円 県補助額31,000円 清水保育園 補助額67,100円 県補助額45,000円 国分西保育園 補助額68,000円 県補助額45,000円 東国分保育園 補助額67,100円 県補助額45,000円 下井保育園 補助額46,100円 県補助額31,000円 敷根保育園 補助額46,100円 県補助額31,000円 ひかり保育園 補助額1,466,300円 県補助額977,000円 新光保育園 補助額41,900円 県補助額28,000円 浄光保育園 補助額97,400円 県補助額65,000円</p> <p>【平成14年度実績額】 上記補助額と同額</p>	<p>【目的】 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施保育所及び事業内容】 ・世代間交流等事業 白蓮保育園、高陵寺保育園、照明保育園、心悅保育園 ・異年齢児交流事業 白蓮保育園、高陵寺保育園 ・育児講座・育児と仕事両立支援事業 高陵寺保育園 ・小学校低学年児童受け入れ 白蓮保育園、照明保育園、心悅保育園</p> <p>【補助額】 3,120,000円(10事業)</p> <p>【平成14年度実績】 3,359,700円(11事業)</p>	<p>【目的】 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源としての保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することにより児童の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施保育所】 安良保育園に委託</p> <p>【事業内容】 ・障害児保育円滑化事業 ・世代間交流等事業 ・異年齢児交流等事業 ・育児講座、育児と仕事両立支援事業 ・小学校低学年児童の受け入れ ・地域の特性に応じた保育需要への対応 ・家庭的保育を行う者と保育所との連携を行う事業 ・保育所体験特別事業 ・保育所分園推進事業</p> <p>【補助額】 448,000円</p> <p>【平成14年度実績】 世代間交流等事業 253,000円 異年齢児交流等事業 251,000円</p>	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(保育所地域活動事業)
調整の内容	9 特別保育事業(保育所地域活動事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
特別保育事業 (保育所地域活動事業)	<p>【目的】 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施保育所】 各保育園に委託</p> <p>【事業内容】(15年度) ・世代間交流等事業 3園 ・異年齢児交流事業 3園 ・育児講座・育児と仕事両立支援事業 1園 ・保育所体験特別事業 1園</p> <p>【補助額】 2,394,000円</p> <p>【平成14年度実績】 2,514,300円</p>	<p>【目的】 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施保育所】 クローバー保育園</p> <p>【事業内容】 老人福祉施設訪問等世代間交流事業として諸行事等を通じて交流を図る。 保育所において退所児童との交流を図る。</p> <p>【補助額】 420,000円</p> <p>【平成14年度実績】 420,000円</p>	該当なし	特別保育事業(保育所地域活動事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(休日保育事業)
調整の内容	10 特別保育事業(休日保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
特別保育事業(休日保育事業)	該当なし	<p>【事業目的】 日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業に対し、補助を行うことにより休日に保育に欠ける乳幼児の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施保育所】 心悦保育園</p> <p>【補助額】 1,500,000円(1園)</p> <p>【平成14年度実績】 1,500,000円(1園) 登録児童数76名 実施日1日当たり平均利用児童数約5人</p> <p>【利用料】 1人1日 1,500円</p>	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(休日保育事業)
調整の内容	10 特別保育事業(休日保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
特別保育事業(休日保育事業)	該当なし	該当なし	該当なし	特別保育事業(休日保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(地域子育て支援センター事業)
調整の内容	11 特別保育事業(地域子育て支援センター事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
特別保育事業(地域子育て支援センター事業)	該当なし	<p>【目的】 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導・子育てサークル等への支援及び地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。</p> <p>【実施保育所】 照明保育園に委託(従来型)</p> <p>【補助額】 7,963,200円(1園)</p> <p>【平成14年度実績】 7,994,400円(1園)</p>	<p>【目的】 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導・子育てサークル等への支援及び地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。</p> <p>【実施保育所】 安良保育園に委託(従来型)</p> <p>【補助額】 7,994,400円</p> <p>【平成14年度実績】 8,002,892円</p>	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(地域子育て支援センター事業)
調整の内容	11 特別保育事業(地域子育て支援センター事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
特別保育事業(地域子育て支援センター事業)	<p>【目的】 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、地域の保育需用に応じた特別保育事業等の積極的な実施並びにその普及促進をおこなうことなどにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。</p> <p>【実施保育所】 霧島保育園に委託 (小規模型)平成12年度～</p> <p>【事業の内容】 育児不安等についての相談指導 特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力</p> <p>【補助額】 2,635,200円(14年度) 2,599,200円(15年度)</p> <p>【実績】 2,635,200円(14年度) 2,599,200円(15年度)</p>	該当なし	<p>【目的】 地域全体で子育てを支援する基盤を形成する為、育児不安解消の為の指導、地域の需要に応じた特別保育の実施並びにその普及活動を行う。対象者として、地域の子育て家庭等</p> <p>【実施保育所】 牧之原保育園に委託</p> <p>【事業内容】 育児不安等についての相談指導。 子育てサークル等の育成・支援を行う。</p> <p>【補助額】 平成15年度 国庫補助事業申請 申請額1,452,000円(小規模型)</p> <p>【平成14年度実績】 平成14年度は自主事業で実施、補助無し</p>	特別保育事業(地域子育て支援センター事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	特別保育事業(家庭支援推進保育事業)
調整の内容	12 特別保育事業(家庭支援推進保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
特別保育事業(家庭支援推進保育事業)	該当なし	<p>【目的】 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。</p> <p>【概要】 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を入所児童の概ね50%以上受け入れている保育所を対象とする。</p> <p>【実施保育園所】 クローバー保育園</p> <p>【補助額】 保育士2名分 給与分 $6,120円 \times 290日 \times 2名 = 3,549,600円$ 補助額 3,549,000円 県補助3/4 2,662,000円</p> <p>期末勤勉手当 $6,120円 \times 290日 \div 12 \times 4.65 \times 2 = 1,375,470円$ 補助額 1,375,470円 県補助1/2 687,000円</p> <p>研修費 180,000円 補助額 180,000円 県補助1/2 90,000円</p> <p>【14年度実績】 決算額 5,105,070円</p>	該当なし	特別保育事業(家庭支援推進保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	参考資料(関係法令抜粋)
------	-----------------------	------	--------------

児童福祉法

第1章 総則

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第3款 放課後児童健全育成事業

第21条の26 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第7項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第2章第3節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4 市町村は、第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

5 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第3章 事業及び施設

第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

第48条の2 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

(1) 第21条の6の措置に要する費用

(1)の2 第21条の10又は第21条の12の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用

(2) 第21条の25の措置に要する費用

(3) 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(都道府県を設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)

(4) 保育の実施に要する保育費用(都道府県を設置する保育所に係るものを除く。)

(5) 子育て短期支援事業の実施に要する費用

(6) 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

(7) 市町村児童福祉審議会に要する費用

第52条 国庫は、第50条第9号及び前条第6号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その2分の1(第50条第9号及び前条第2号の費用中、母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、2分の1ないし3分の1)を負担する。ただし、第50条第9号及び前条第6号の費用中、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

第53条 国庫は、前条に規定するもののほか、第50条(第1号から第3号までを除く。)及び第51条(第1号の2、第2号、第5号及び第7号を除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その2分の1を負担する。

第4章 費用

第56条第3項 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

児童福祉事業(保育所)の取扱い 先進事例

川薩地区法定合併協議会(鹿児島県)

- 1 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。
- 2 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 3 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 保育協会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 6 保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 10 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。
- 11 育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 12 認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。
- 13 乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。

日置合併協議会(鹿児島県)

- 1 各保育所で取り組んでいる事業については、原則として現行のとおりとする。
- 2 保育所の開所時間については、合併時まで統一する。また、保育所の休日については、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、4月1日、4月2日及び12月29日から1月3日までの間とする。
- 3 特別保育事業の利用料金については、今後協議する。
- 4 一時保育、延長保育、障害児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、早期に統一するように努める。

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)

- 1 子育て支援手当については、廃止する。
 - 2 乳幼児医療費公費負担制度及び療養援護金については、対象を就学前児童とし、所得制限は県制度に準ずる。
 - 3 児童館・放課後児童クラブ・学童保育については、引き続き実施する。
 - 4 保育事業については、新しい保育事情に対応した運用を図る。
 - 5 保育料及び保育料に関する事項については、三次市の例による。
- [母子福祉]
- 1 母子及び父子家庭等通学費補助については、廃止する。
 - 2 ひとり親家庭等医療費公費負担制度及び療養援護金については、県制度に準ずる。

北魚沼6か町村合併協議会(新潟県)

- ・保育所
- ① 保育時間は、堀之内町に統一する。
 - ② 開所及び閉所時刻は現行どおりとし、合併後に受け入れ体制を勘案しながら調整する。
 - ③ 時間外保育については、無料とする。
- ・特別保育(乳児保育・障害児保育・緊急一時保育)
- 幼児保育・障害児保育・緊急一時保育については、小出町の例による。
- ・子育て(学童保育)
- ① 開設日時を統一し、対象児は小出町の例による。
 - ② 設置のない所にあつては、合併後に検討する。

高田郡六町合併協議会(広島県)

- 児童福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。
- (1) 児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。
 - (2) その他児童福祉施設については、新市に引き継ぐ。
 - (3) 乳幼児医療費支給事業については、向原町の例により実施する。

その他の福祉事業【人権】の取扱いについて（協定項目25-15-①）

その他の福祉事業【人権】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等の策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整する。

平成16年1月15日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-15 その他の福祉事業	関係項目	人権擁護推進事業
調整の内容	人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等の策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【実施事業】 ・国及び県の啓発ポスター等の掲示 ・各課における啓発事業の情報収集	【実施事業】 同左	【実施事業】 同左	【実施事業】 同左
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【実施事業】 ・国及び県の啓発ポスター等の掲示 ・各課における啓発事業の情報収集	【実施事業概要】 ・人権擁護推進に関する施策の啓発及び連絡調整 ・人権教育のための隼人町行動計画に基づく施策の推進啓発 ・人権啓発推進まちづくり会議・講演会等の実施 ・人権啓発に関する情報の収集・提供 【隼人町人権擁護推進本部】 ・目的 人権擁護推進に係る施策について、町長事務局教育委員会部局が連携し、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。 ・組織 本部長町長、副本部長以下31人 ・活動内容 隼人町行動計画の策定及び推進並びに条例制定に関すること ・活動内容 平成15年3月人権教育のための隼人町行動計画策定 【隼人町人権啓発推進まちづくり会議】 ・目的 人権問題を全町民的課題として捉え、町民一人ひとりが心をひとつにして人権問題及びあらゆる差別問題に一層の理解を深め、自らの意識を見つめ直し、自らを啓発していく活動を推進することを目的とする。 ・隼人町人権擁護推進本部本部長及び副本部長並に本部員 議会代表、校長の各代表、公共的団体の代表等 ・活動内容 人権啓発まちづくり会議（年二回） 人権同和啓発強調月間及び週間の啓発活動 人権啓発推進まちづくり講演会の実施 人権啓発に関する情報収集・提供	【実施事業】 ・国及び県の啓発ポスター等の掲示 ・各課における啓発事業の情報収集	人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等の策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整する。

日本国憲法

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

人権擁護推進事業 先進事例

宇城西部五町合併協議会（熊本県）

人権対策関係事業の取扱いについては、事業の重要性を踏まえ、新市において次のとおり取り組むものとする。

- (1) 条例・規則の制定、専門部署の設置及び専門職員の配置等行政組織の充実、啓発・教育組織の設置については、新市において速やかに取り組む。
- (2) 新市において人権対策関係の基本計画及び実施計画を策定し、人権意識の高揚に努める。
- (3) 人権対策事業については、国・県・他市町村の動向を踏まえ、新市において検討する。

菊池南部四町合併協議会（熊本県）

人権関係の取扱いについては、新市において次のとおり取り組むものとする。

- (1) 人権擁護に関する条例については、新市において新たに制定する。又、専門部署の設置及び専門職員の配置等行政組織の充実を図り、統一的啓発活動ができるよう、新市において組織体制の整備に努める。
- (2) 新市において人権関係の基本計画及び実施計画を策定し、人権意識の高揚に努める。
- (3) 人権教育の推進については、国・県の動向を踏まえ人権教育、啓発活動に速やかに取り組む。
- (4) 人権教育に関する推進組織については、新市において新たに設置する。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（滋賀県）

人権対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市発足後すみやかに人権条例を制定し事業を推進する。人権教育及び人権啓発については、人権教育推進協議会と連携を図りながら、新市においても積極的に推進する。

重信町川内町合併協議会（愛媛県）

① 人権対策協議会及び人権教育協議会の組織については、合併までにそれぞれの組織体制や事業内容を調整し新市において組織を統合する。

② 社会教育指導員については、合併までに指導員の位置付けを調整し、新市においても適正配置し、推進する。

③ 人権教育推進市町村事業については、両町の事業内容を調整し、新市においても継続して推進する。

④ 校区別人権教育推進事業については、合併後も当分の間、現行のまま継続して実施する。

⑤ 人権相談業務については、合併までに関係機関と協議し実施方法の調整を行い、新市においても継続して実施する。

⑥ 人権条例については、新市において新たに条例制定し、合併までに制定時期等を検討する。

(2) 地域改善対策事業

① 地域改善対策事業については、旧町地域の実情を踏まえ新市においても実施する。また、事業の取組みは、総

括担当課で行い、事業実施に当たっては、各事業担当課で行う。

② 同和対策審議委員会については、合併までに組織の見直し検討を行う。

③ 隣保館運営事業及び広域隣保館活動事業については、当分の間現行のまま新市に引継ぐ。

④ 地域改善対策集会所については、現行のまま新市に引継ぐ。

⑤ 住宅新築資金貸付事業及び地域改善対策奨学金の貸与事業については、現行のまま新市に引継ぐ。

その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて（協定項目25-15-②）

その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

養護老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年1月15日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

施設概要に関すること

	国分市	横川町	隼人町
建設年月日	平成11年12月現在の地へ移転	昭和57年2月28日	昭和54年4月1日
規模構造	敷地面積 12,478.05㎡ 建物面積 2,943.06㎡ 鉄筋コンクリート平屋建	敷地面積 6,570.29㎡ 建物面積 1,481.06㎡ 鉄筋コンクリート平屋建	敷地 3,811㎡ 建物 1,362.8㎡ 鉄筋コンクリート平屋建
設備の内容	冷暖房完備 放送設備 防火警報設備 浄化槽設備 防火水槽設備(40ト)	冷暖房完備 放送設備 防火警報設備、浄化槽設備 防火水槽設備(40ト)	冷暖房完備 放送設備 防火警報設備 浄化槽設備 パッケージ型消火設備
居室	1人部屋55室 1室6畳	2人部屋30室 1室6畳	2人部屋 25室 1室 6畳
問題点	特になし	居室が2人部屋であるのでプライバシー保護の観点から今後は1人部屋が望ましい。	現施設については老朽化に加えプライバシー保護の観点から建て替えるの必要な施設で、今後各方面と協議検討する必要がある。 築25年経過し、建物が老朽化

入所者人数・年齢

	国分市（定員 55名）			横川町（定員 60名）			隼人町（定員 50名）		
	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
人数	15名	40名	55名	25名	29名	54名	16名	31名	47名
平均年齢	74.73歳	80.15歳	78.67歳	73.61歳	83.45歳	78.96歳	75.1歳	84.1歳	81.0歳
	(8月末)			(8月末)			(8月末)		

職員の配置・勤務体制（職員体制）

職名	国分市			横川町			隼人町		
	人数	宿直の有無	職員臨職	人数	宿直の有無	職員臨職	人数	宿直の有無	職員臨職
園長	1名	宿直×	職員	1名	宿直×	職員	1名	宿直×	職員
管理係長	1名 (兼副園長・事務)	×	〃	1名 (管理係長兼指導員)	×	〃	1名 (管理係長兼指導員)	○	〃
指導員	1名	×	〃						
事務員	兼副園長	×		1名	×	臨職	1名	×	〃
介護職員	6名	○	〃	8名(寮母)	○	〃	4名	○	〃
看護師	1名	○	〃	1名	×	〃	1名	○	〃
栄養士	1名	×	〃	1名	×	〃	1名	×	〃
調理員	3名	○	〃	4名	○	〃	(6名)	×	委託
嘱託医	1名	×	非常勤	1名	×	非常勤	1名	×	非常勤
	介護嘱託員1名	○	常勤職員	副直3名 (その他2名、一般1名)	○		介助員4名	○	非常勤
	調理嘱託員1名	○	常勤職員				(栄養士1名)	×	委託

三施設 年間行事

	国分市	横川町	隼人町
	行事名	行事名	行事名
4月	花見 一日旅行	花見	花見
5月		長安寮杯ゲートボール大会	
		緑風園杯ゲートボール大会	
		一日慰安旅行	
6月	春光園との交流会 一日旅行		舞鶴園との交流会 ナンコ大会
7月	一日旅行		一日旅行
8月	七夕・夏祭 一日旅行	夏祭り	七夕 一日旅行
		一日慰安旅行	お盆法要
9月	園敬老会	ソーメン流し	敬老祝賀式
		敬老会	
10月	一日旅行	運動会	
11月	園運動会 シルバースポーツ大会	一日慰安旅行	
12月	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会 忘年会
1月	正月会	年始会	正月おせち料理 新年会
2月			
3月	いちご狩り		彼岸法要 1日旅行

(目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

第五条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同月二十一日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて（協定項目25-15-③）

その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

平成16年1月15日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-15 その他の福祉事業	関係項目	老人医療
調整の内容	レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検（請求点検等）事業 レセプト点検（縦覧）事業 実地調査（第三者行為調査） 重複、頻回受診者訪問指導事業 その他の老人医療費適正化対策事業 <p>【レセプト点検業務形態】 レセプト点検専門員を嘱託職員として雇用</p> <p>【賃金及び委託料】 平成14年度実績 6,686,700円（国保と一括して点検）</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 老人医療の診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領</p> <p>【レセプト開示件数】 平成14年度実績 0件</p>	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給者資格点検 レセプト点検（請求点検等）事業 レセプト点検（縦覧）事業 <p>【レセプト点検業務形態】 嘱託職員を雇用</p> <p>【賃金及び委託料】 平成14年度実績 1,026,845円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 要領・要綱なし</p> <p>【レセプト開示件数】 平成14年度実績 0件</p>	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検（請求点検等）事業 レセプト点検（縦覧）事業 実地調査（第三者行為調査） 重複、頻回受診者訪問指導事業 その他の老人医療費適正化対策事業 <p>【レセプト点検業務形態】 委託</p> <p>【賃金及び委託料】 平成14年度実績 588,000円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 横川町診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領</p> <p>【レセプト開示件数】 平成14年度実績 0件</p>	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検（請求点検等）事業 レセプト点検（縦覧）事業 <p>【レセプト点検業務形態】 臨時職員及び委託</p> <p>【賃金及び委託料】 平成14年度実績 賃金 805,700円 委託料 1,738,800円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 要領・要綱なし</p> <p>【レセプト開示件数】 平成14年度実績 0件</p>
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検（請求点検等）事業 レセプト点検（縦覧）事業 <p>【レセプト点検業務形態】 国保で一括して点検 臨時職員及び委託</p> <p>【賃金及び委託料】 平成14年度実績 賃金 852,800円 委託料 826,560円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領</p> <p>【レセプト開示件数】 平成14年度実績 0件</p>	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検（請求点検等）事業 レセプト点検（縦覧）事業 実地調査（第三者行為調査） 重複、頻回受診者訪問指導事業 その他の老人医療費適正化対策事業 老人医療費適正化特別対策事業 <p>【レセプト点検業務形態】 委託</p> <p>【賃金及び委託料】 平成14年度実績 1,209,600円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領</p> <p>【レセプト開示件数】 平成14年度実績 0件</p>	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検（請求点検等）事業 レセプト点検（縦覧）事業 実地調査（第三者行為調査） 重複、頻回受診者訪問指導事業 老人医療費適正化特別対策事業 <p>【レセプト点検業務形態】 委託及び嘱託職員を雇用</p> <p>【賃金及び委託料】 平成14年度実績 882,000円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 福山町老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領</p> <p>【レセプト開示件数】 平成14年度実績 0件</p>	<p>レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。</p>

老人保健法

(目的)

第一条 この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療に要する費用を公平に負担するものとする。

2 国民は、年齢、心身の状況等に応じ、職域若しくは地域又は家庭において、老後における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後における健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施しなければならない。

(保険者の責務)

第五条 保険者は、加入者の老後における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない。

社会福祉協議会関係事業の取扱いについて（協定項目25—24）

社会福祉協議会関係事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。
- 2 総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。
- 3 福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。
- 4 温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。
- 5 社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。

平成16年1月15日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24 社会福祉協議会関係事業に関する取り扱い	関係項目	1 社会福祉大会
調整の内容	社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【名称】 社会福祉大会</p> <p>【目的】 市民が一体となって新たな時代の要請と期待に応えるべく、関係者が一同に会し社会福祉への理解と関心を一層高めることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉功労者等の表彰等 ・小学生による福祉作文の発表 ・講演外 <p>【委員構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政関係課と社協職員による打合せ会を行う <p>【表彰者選考委員会】 委員 6名</p> <p>【事業費】 平成15年度 市 1,700,000円 社協 159,000円</p>	<p>【名称】 社会福祉大会</p> <p>【目的】 町民が一体となって新たな時代の要請と期待に応えるべく、関係者が一同に会し社会福祉への理解と関心を一層高めることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉功労者等の表彰等 ・社会福祉に関する講演会 ・福祉関係団体によるアトラクション <p>他</p> <p>【委員構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政関係課と社協職員による打合せ会を行う <p>【表彰者選考委員会】 委員 5名</p> <p>【事業費】 平成15年度 社協 341,000円</p>	<p>【名称】 社会福祉大会</p> <p>【目的】 町民が一体となって新たな時代の要請と期待に応えるべく、関係者が一同に会し社会福祉への理解と関心を一層高めることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉功労者等の表彰等 ・小中学生による福祉作文の発表 ・講演外 <p>【委員構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政関係課と社協職員による打合せ会を行う <p>【表彰者選考委員会】 委員 4名</p> <p>【事業費】 平成15年度 町 190,000円 社協 110,000円</p>	<p>【名称】 社会福祉大会</p> <p>【目的】 町内の社会福祉事業に従事し功労のあった者及び社会福祉活動に協力、援助し功績のあった者に対し会長の顕彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉功労者等の表彰等 ・小学生による福祉作文の発表 ・共同募金永年寄付協力邦人 ・講演外 <p>【委員構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政関係課と社協職員による打合せ会を行う <p>【表彰者選考委員会】 委員 11名</p> <p>【事業費】 平成15年度 町 155,000円 社協 0円</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24 社会福祉協議会関係事業に関する取り扱い	関係項目	1 社会福祉大会
調整の内容	社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【名称】 霧島町社会福祉大会</p> <p>【目的】 町内の福祉関係者並びに一般町民が参加し社会福祉への理解と関心を高める。</p> <p>【内容】 ・社会福祉功労者等の表彰等 ・バザーや体験コーナー ※午前中が表彰等の式典、午後からバザーや体験コーナー、コンサートなどのお祭り</p> <p>【委員構成】 ・行政関係課と社協職員による打合せ会を行う</p> <p>【表彰者選考委員会】 委員 5名</p> <p>【事業費】 平成15年度 町 100,000円 社協 100,000円</p>	<p>該当なし 参考 健康福祉フェスティバルと合同開催</p> <p>第14回協議会（15.12.11）配布資料別冊2 P-6 掲載</p>	<p>【名称】 社会福祉大会</p> <p>【目的】 みんなで支え合う快適な福祉社会をめざして、それぞれのニーズに対する地域福祉に努め、福祉大会を通じて町民の福祉に対する理解と関心を一段と深め社会福祉推進のため功績のあった方々を表彰する。</p> <p>【内容】 ・式典（社会福祉功労者等の表彰等） 1年交代で講演とスポーツ大会を行う。</p> <p>【対象者】 ・町民、被表彰者</p> <p>【事業費】 平成15年度 町 総体的補助金 9,350,000円の一部 社協 事業実績 285,000円 （うち、共同募金配分160,000円を利用）</p>	<p>社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24 社会福祉協議会関係事業に関する取り扱い	関係項目	2 総合福祉センター運営事業
調整の内容	総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 高齢者及び身体障害者等に対して、健康の増進、教養の向上及び、福祉の推進を目的とした交流レクリエーション並びにボランティア活動等福祉全般の研修、集会の利便に供するための総合福祉センターを管理運営する。</p> <p>【管理】 社会福祉法人 国分市社会福祉協議会</p> <p>【事業内容】 (1) 高齢者等の憩い又は、集会のための施設及び設備の提供 (2) 福祉に関する交流及び研修に関する施設及び設備の提供 (3) 浴室及び食品加工室の利用 (4) その他社会福祉の向上に関する必要な事項</p> <p>【使用料】 有料（但し、減免規程あり）</p> <p>【休館日】 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>【開館時間】 (1) 浴室は、正午から午後5時まで (2) 食品加工室は、午前9時から午後5時まで (3) 前(1)(2)以外の施設は、午前9時から午後9時まで</p> <p>【委託料】 平成14年度実績 22,369,000円</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 老人福祉法第15条第3項の規定に基づき、老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の指導教養の向上に及びレクリエーションの利便に供するため老人福祉センターを設置する。</p> <p>【管理】 牧園町社会福祉協議会に委託</p> <p>【事業内容】 ・生活相談及び健康相談 ・図書及び娯楽設備による教養文化の向上 ・浴場及び集会室の利用 ・その他社会福祉の向上に関し必要な事項</p> <p>【委託料】 平成14年度実績 1,727,471円</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24 社会福祉協議会関係事業に関する取り扱い	関係項目	2 総合福祉センター運営事業
調整の内容	総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【設置目的】 町民の保健と福祉の総合的な向上を図り、地域福祉の拠点として、設置する。</p> <p>【管理】 社会福祉法人霧島町社会福祉協議会設置管理条例に基づき管理</p> <p>【事業内容】 1. 健康づくりの推進と地域保健活動の育成 2. 各種健康診査、健康相談及び教育 3. 各種検診及び予防接種 4. 福祉関係業務 5. 福祉関係団体活動の支援 6. 食生活改善 7. その他</p> <p>【委託料】 5,034,000円 平成15年度予算 (平成14年11月からの委託のため15年度委託料内訳掲載) ・賃金 648千円 ・消耗品費 533千円 ・光熱水費 1,704千円 ・通信運搬費 746千円 ・委託料 984千円 ・使用料 416千円</p>	<p>【設置目的】 地域の老人、身体障害者等の、各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人給食宅配サービス、通所介護サービス、訪問入浴サービス、訪問介護サービスの拠点として設置する。</p> <p>【管理】 社会福祉法人 隼人町社会福祉協議会</p> <p>【事業】 (1) デイサービス事業 (2) 研修・養成事業 (3) 各種相談事業 (4) 老人給食サービス事業 (5) 教養・娯楽活動事業 (6) その他町長が必要と認める事業</p> <p>【使用料】 有料 (ただし、減免規定あり)</p> <p>【休館日】 土・日・祝日 12月29日から翌年1月3日まで 町が施設管理上必要により臨時に定めた日</p> <p>【開館時間】 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>【委託料】 平成14年度実績 0円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24 社会福祉協議会関係事業に関する取り扱い	関係項目	3 福祉活動専門員設置事業
調整の内容	福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【目的】 全国社会福祉協議会並びに都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的とする。</p> <p>【設置】 福祉活動専門員は市社会福祉協議会に置くものとする。</p> <p>【身分】 福祉活動専門員は市の社会福祉協議会の職員とする。</p> <p>【職務】 福祉活動専門員は市の区域における民間福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。</p> <p>【任用資格】 福祉活動専門員は、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者を任用しなければならない。</p> <p>【補助金】 平成12年度から福祉活動専門員設置補助金が地方交付税化された。</p>	<p>【目的】 全国社会福祉協議会並びに都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的とする。</p> <p>【設置】 福祉活動専門員は町社会福祉協議会に置くものとする。</p> <p>【身分】 福祉活動専門員は町の社会福祉協議会の職員とする。</p> <p>【職務】 福祉活動専門員は町の区域における民間福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。</p> <p>【任用資格】 福祉活動専門員は、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者を任用しなければならない。</p> <p>【補助金】 平成12年度から福祉活動専門員設置補助金が地方交付税化された。</p>	<p>【目的】 全国社会福祉協議会並びに都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的とする。</p> <p>【設置】 福祉活動専門員は町社会福祉協議会に置くものとする。</p> <p>【身分】 福祉活動専門員は町の社会福祉協議会の職員とする。</p> <p>【職務】 福祉活動専門員は町の区域における民間福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。</p> <p>【任用資格】 福祉活動専門員は、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者を任用しなければならない。</p> <p>【補助金】 平成12年度から福祉活動専門員設置補助金が地方交付税化された。</p>	<p>【目的】 全国社会福祉協議会並びに都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的とする。</p> <p>【設置】 福祉活動専門員は町社会福祉協議会に置くものとする。</p> <p>【身分】 福祉活動専門員は町の社会福祉協議会の職員とする。</p> <p>【職務】 福祉活動専門員は町の区域における民間福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。</p> <p>【任用資格】 福祉活動専門員は、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者を任用しなければならない。</p> <p>【補助金】 平成12年度から福祉活動専門員設置補助金が地方交付税化された。</p>
補助金 8,083,000円	補助金（運営費等で一括払いのため額は不明）	補助金 4,174,000円	補助金 8,099,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24 社会福祉協議会関係事業に関する取り扱い	関係項目	3 福祉活動専門員設置事業
調整の内容	福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【目的】 全国社会福祉協議会並びに都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的とする。</p> <p>【設置】 福祉活動専門員は町社会福祉協議会に置くものとする。</p> <p>【身分】 福祉活動専門員は町の社会福祉協議会の職員とする。</p> <p>【職務】 福祉活動専門員は町の区域における民間福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。</p> <p>【任用資格】 福祉活動専門員は、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者を任用しなければならない。</p> <p>【補助金】 平成12年度から福祉活動専門員設置補助金が地方交付税化された。</p> <p>補助金 6,470,000円</p>	<p>【目的】 全国社会福祉協議会並びに都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的とする。</p> <p>【設置】 福祉活動専門員は町社会福祉協議会に置くものとする。</p> <p>【身分】 福祉活動専門員は町の社会福祉協議会の職員とする。</p> <p>【職務】 福祉活動専門員は町の区域における民間福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。</p> <p>【任用資格】 福祉活動専門員は、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者を任用しなければならない。</p> <p>【補助金】 平成12年度から福祉活動専門員設置補助金が地方交付税化された。</p> <p>補助金 3,400,000円</p>	<p>【目的】 全国社会福祉協議会並びに都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的とする。</p> <p>【設置】 福祉活動専門員は町社会福祉協議会に置くものとする。</p> <p>【身分】 福祉活動専門員は町の社会福祉協議会の職員とする。</p> <p>【職務】 福祉活動専門員は町の区域における民間福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。</p> <p>【任用資格】 福祉活動専門員は、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者を任用しなければならない。</p> <p>【補助金】 平成12年度から福祉活動専門員設置補助金が地方交付税化された。</p> <p>補助金 5,337,000円</p>	<p>福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24社会福祉協議会関係事業 に関する取り扱い	関係項目	4 温泉センター管理運営事業
調整の内容	温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし。	<p>【目的】 町民の融和を基本とし、町民の健康増進と教養の高揚を図るための便宜を総合的に供与し、健康で明るい町づくりに資する。</p> <p>【事業内容】 ・受付事務及び清掃作業については、溝辺町シルバー人材センターへ委託 ・入浴料の清算及び役場への納入 ・温泉及び浴槽・浴室の衛生管理(特に Legionnaires 症に対する塩素管理) ・センター館内及び機械室各機器の毎日点検 ・ふれあい温泉センター支出経費の支払い</p> <p>【委託料】 14年度実績 23,000,000円 (一括払いのため額は特定できない)</p> <p>【利用料収入】 14年度実績 11,363,300円</p>	<p>【目的】 町民の健康増進とセンター利用促進祝祭日の開館及び利用者の促進。</p> <p>【事業内容】 (1)健康温泉センターの管理人の雇用 (2)健康温泉センターの清掃及び補修等の管理 (3)施設利用者の受付、案内</p> <p>【委託料】 14年度実績 30,768,816円 (委託費・管理費)</p> <p>【利用料収入】 14年度実績 11,527,900円</p>	<p>【目的】 住民福祉の向上と老人並びに身体障害者に対し入浴・休息を提供することにより健康の増進、ふれあいの場、及びレクリエーションの利便に供する。</p> <p>【事業内容】 ・受付事務及び清掃作業については、牧園町シルバー人材センターから派遣(1日4名) ・入浴料の清算及び役場への納入 ・温泉及び浴槽・浴室の衛生管理 ・センター館内及び外部の龍馬公園の清掃 ・生きがい対応型デイサービス拠点基地として使用。</p> <p>【委託料】 14年度実績 4,355,362円</p> <p>【利用料収入】 14年度実績 1,728,910円</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-24社会福祉協議会関係事業 に関する取り扱い	関 係 項 目	4 温泉センター管理運営事業
調整の内容	温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
該当なし。	該当なし。	該当なし。	<p>温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24 社会福祉協議会関係事業に関する取り扱い	関係項目	5 社会福祉協議会運営補助
調整の内容	社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【公共的団体】</p> <p>【名称】 社会福祉法人 国分市社会福祉協議会</p> <p>【目的】 国分市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>【職員構成】・・・14年度 ①市の運営補助で支出している職員 職員2人 臨時職員1人 ②市の委託事業で支出している職員 職員4人 臨時職員6人 嘱託職員8人 ③社協の自主事業で支出している職員 職員4人</p> <p>【14年度実績】 15,555,621円</p>	<p>【公共的団体】</p> <p>【名称】 社会福祉法人 溝辺町社会福祉協議会</p> <p>【目的】 溝辺町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>【職員構成】・・・14年度 ①町の運営補助で支出している職員 職員 3人 臨時職員 1人 ②町の委託事業で支出している職員 職員 0人 臨時職員 1人 ③社協の自主事業で支出している職員 職員 0人 臨時職員 6人</p> <p>【14年度実績】 16,744,000円</p>	<p>【公共的団体】</p> <p>【名称】 社会福祉法人 横川町社会福祉協議会</p> <p>【目的】 横川町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>【職員構成】・・・14年度 ①町の運営補助で支出している職員 職員 2人 臨時職員 0人 ②町の委託事業で支出している職員 職員 0人 臨時職員14人 (5名は訪問給食サービス15年度より) ③社協の自主事業で支出している職員 職員 2人 臨時職員15人</p> <p>【14年度実績】 10,969,781円</p>	<p>【公共的団体】</p> <p>【名称】 社会福祉法人 牧園町社会福祉協議会</p> <p>【目的】 牧園町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>【職員構成】・・・14年度 ①町の運営補助で支出している職員 職員 3人 臨時職員 0人 ②町の委託事業で支出している職員 職員 5人 臨時職員 15人 ③社協の自主事業で支出している職員 職員 3人 臨時職員 24人</p> <p>【14年度実績】 14,867,000円</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-24 社会福祉協議会関係事業に関する取り扱い	関係項目	5 社会福祉協議会運営補助
調整の内容	社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【公共的団体】</p> <p>【名称】 社会福祉法人 霧島町社会福祉協議会</p> <p>【目的】 霧島町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>【職員構成】・・・14年度</p> <p>①町の運営補助で支出している職員 職員 2人 臨時職員 0人</p> <p>②町の委託事業で支出している職員 職員 0人 臨時職員 2人</p> <p>③社協の自主事業で支出している職員 職員 0人 臨時職員 0人</p> <p>【14年度実績】 10,063,678円</p> <p>※15年度からは下記が追加 ②町委託事業分 4,532,000円 職員 1人 臨時職員 0人</p>	<p>※運営補助はない（自主運営） 参考</p> <p>【公共的団体】</p> <p>【名称】 社会福祉法人 隼人町社会福祉協議会</p> <p>【目的】 隼人町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>【職員構成】・・・14年度</p> <p>①市町の運営補助で支出している職員 職員 0人 臨職等 0人</p> <p>②市町の委託事業で支出している職員 職員 17人 臨職等 24人</p> <p>③社協の自主事業で支出している職員 職員 15人 臨職等 80人</p>	<p>【公共的団体】</p> <p>【名称】 社会福祉法人 福山町社会福祉協議会</p> <p>【目的】 福山町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>【職員構成】・・・14年度</p> <p>①町の運営補助で支出している職員 職員 2人 臨職等 0人</p> <p>②町の委託事業で支出している職員 職員 5人 臨職等 3人</p> <p>③社協の自主事業で支出している職員 職員 0人 臨職等 1人</p> <p>【H14年度実績】 11,000,000円</p>	<p>社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整する。</p>

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

先進地事例

天草上島4町合併協議会（熊本県）

1 事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事業内容等の事情を尊重しながら調整に努める。

玉名地域1市8町合併協議会（熊本県）

地域福祉の担い手である社会福祉協議会と協力し、社会福祉の増進に努める。

八代地域市町村合併協議会（熊本県）

社会福祉協議会の取扱いについては、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けて調整する。

- (1) 社会福祉協議会に対する補助については、新市においても引き続き補助を行うが、補助事業の内容、補助額等については合併までに調整する。
- (2) 社会福祉協議会に委託する事業については、新市においても引き続き事業を委託するが、委託する事業の内容、委託料等については合併までに調整する。
- (3) 社会福祉協議会に管理運営を委託する施設については、合併までに調整する。